

新型コロナウイルス感染症への対応の記録



令和6年2月

～目 次～

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
2	新型コロナウイルスの感染状況・・・・・・・・	1 ページ
3	庁内の組織執行体制・・・・・・・・	3 ページ
4	新型コロナウイルス感染症の記録	
(1)	新型コロナウイルス感染症の発生～初期対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ページ
(2)	はじめての緊急事態宣言の発出・・・・・・・・	11 ページ
(3)	緊急事態宣言解除後の公共施設等の再開・・・・・・・・	20 ページ
(4)	2度目の緊急事態宣言の発出・・・・・・・・	27 ページ
(5)	まん延防止等重点措置区域の指定・・・・・・・・	32 ページ
(6)	神奈川県への3度目の緊急事態宣言の発出 ・・・・・・・・・・・・・・・・	38 ページ
(7)	リバウンド防止措置期間等への対応・・・・・・・・	41 ページ
(8)	オミクロン株による「感染の第6波」・・・・・・・・	44 ページ
(9)	BA.5による「感染の第7波～第8波」・・・・・・・・	49 ページ
(10)	「5類感染症」への移行・・・・・・・・	53 ページ
5	主な新型コロナウイルス感染症への対策・・・・・・・・	57 ページ
6	市民への周知啓発等・・・・・・・・	67 ページ

■資料編

○	新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算事業一覧	69 ページ
○	新型コロナウイルス感染症対策事業一覧	72 ページ
○	緊急事態宣言時等における秦野市の対応一覧	83 ページ
○	コロナ禍における主なイベントの対応状況一覧	86 ページ

1 はじめに

令和2年（2020年）1月に国内で最初の新型コロナウイルスの感染者が確認されて以降、全国的に感染症がまん延し、私たちは、これまで類をみない未曾有の危機を経験しました。

この未曾有の危機の中、秦野市では市民の生命と生活を最優先に、「健康と医療を守る取組」、「日々の暮らしを守る取組」「地域経済を守る取組」の3つの柱を軸に、全庁一丸となって対策を進めてきました。

令和5年（2023年）5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類」となりましたので、これまで得た知識や経験を忘れることのないよう記録に残すことで、将来、同様の危機が発生した際の参考とするものです。

2 新型コロナウイルスの感染状況

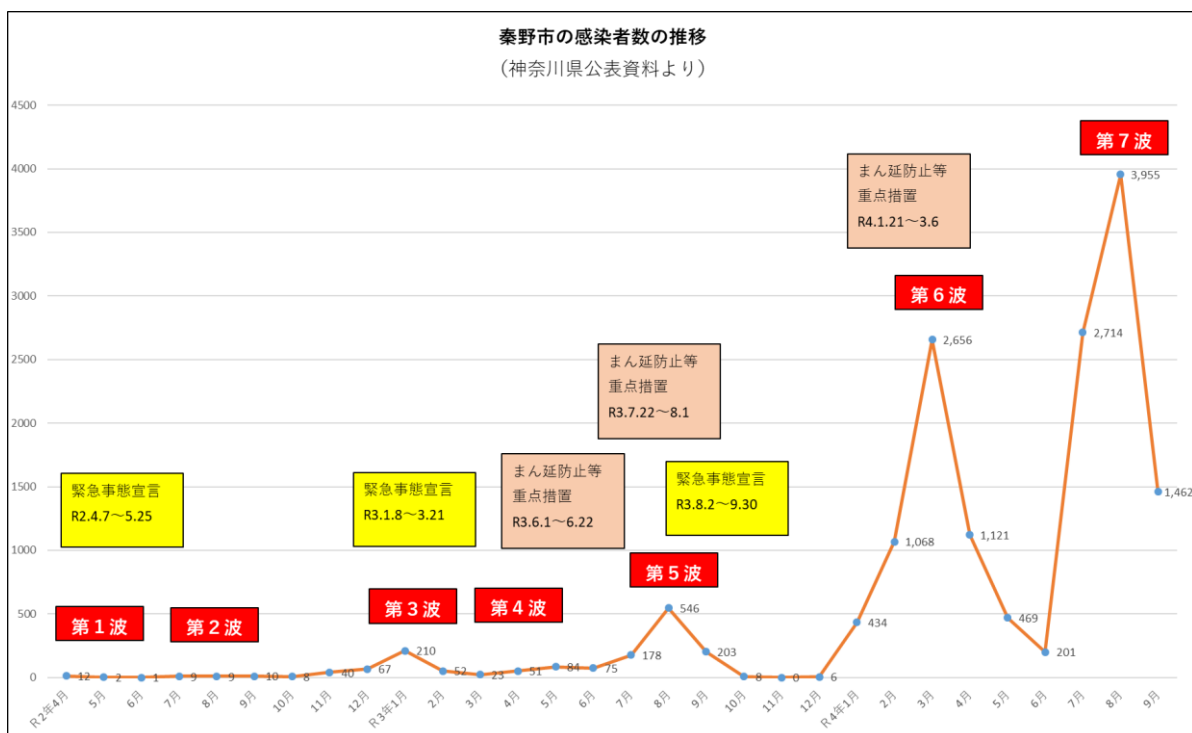
(1) 感染者数の推移

令和2年（2020年）1月から令和5年（2023年）5月までの3年余りの間に、全国的に感染者が急増する「感染の波」が8回（波）確認されています。この時期には、秦野市においても感染者が急増しています（次ページグラフ参照）。

感染の波	時期※1	感染のピーク※1 （1日の感染者報告数）	主な変異株
第1波	令和2年4月～6月	【県】4/11（76人） 【市】4/8、4/16（2人）	—
第2波	令和2年7月～9月	【県】8/15（136人） 【市】9/3（4人）	—
第3波	令和2年12月～令和3年3月	【県】1/9（995人） 【市】1/12、1/16（16人）	—
第4波	令和3年4月～6月	【県】5/14（339人） 【市】5/21（11人）	アルファ株
第5波	令和3年7月～9月	【県】8/20（2,878人） 【市】8/21（34人）	デルタ株
第6波	令和4年1月～3月	【県】2/4（9,640人） 【市】3/7（119人）	オミクロン株（BA.1・BA.2）
第7波	令和4年7月～9月	【県】7/27（19,818人） 【市】8/8（312人）	オミクロン株（BA.5）
第8波	令和4年10月～令和5年5月7日	【県】1/7（12,840人） 【市】※2	オミクロン株（BA.5・BA.2.75）

※1：神奈川県データより

※2：全数届出の見直しにより、平塚保健福祉事務所管内における感染者の情報が公表されることに変更されたため、令和4年9月27日以降、秦野市のみの人数は公表されていません。



※令和4年9月26日から、新型コロナウイルス感染症患者の全数届出の見直しが全国一律で適用されることになったことに伴い、神奈川県による市町村ごとの患者情報の公表がなくなったため、上記データは、令和4年9月26日までとなっています。

ア 年代別感染者数等（令和4年9月26日まで） ※神奈川県公表資料より

年代	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代
患者数(人)①	2,386	2,574	2,470	1,977	2,242	1,671
割合①/②	15.23%	16.43%	15.77%	12.62%	14.31%	10.67%

年代	60代	70代	80代	90代	100歳以上	非公表	合計
患者数(人)①	904	730	466	231	11	12	15,674 ②
割合①/②	5.77%	4.66%	2.98%	1.47%	0.07%	0.08%	—

※20代以下の感染者の割合が全体の約半数（47.4%）

イ 症状別感染者数（令和4年9月26日まで） ※神奈川県公表資料より

症状	重症	中等症	軽症	無症状	死亡	非公表	調査中
患者数(人)	0	97	14,571	311	22	12	661

3 庁内の組織執行体制

「危機管理基本マニュアル」の秦野市危機管理対策本部組織図に基づき、段階に応じて庁内の組織執行体制を構築しました。

(1) 危機管理連絡会議（令和2年1月23日及び31日の2回開催）

危機管理監が座長となり、主に新型コロナウイルス感染症に関する情報を共有するとともに、感染症への初動対応について検討しました。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策会議

（令和2年2月21日、25日（2回）、26日、28日の5回開催）

市長を座長とし、主に秦野市が主催するイベントの開催や公共施設の対応、職員の感染予防対策等について協議しました。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

（令和2年3月6日～令和5年5月7日の間に、全59回開催）

平塚保健福祉事務所管内で感染者が確認されたことを受けて、3月6日付けで市長を本部長とする対策本部を設置し、「健康と医療」、「日々の暮らし」及び「地域経済」を守る3つの柱を軸とした取組や公共施設の開館等の協議、秦野市内の感染状況の報告など、59回にわたり会議を開催しました。

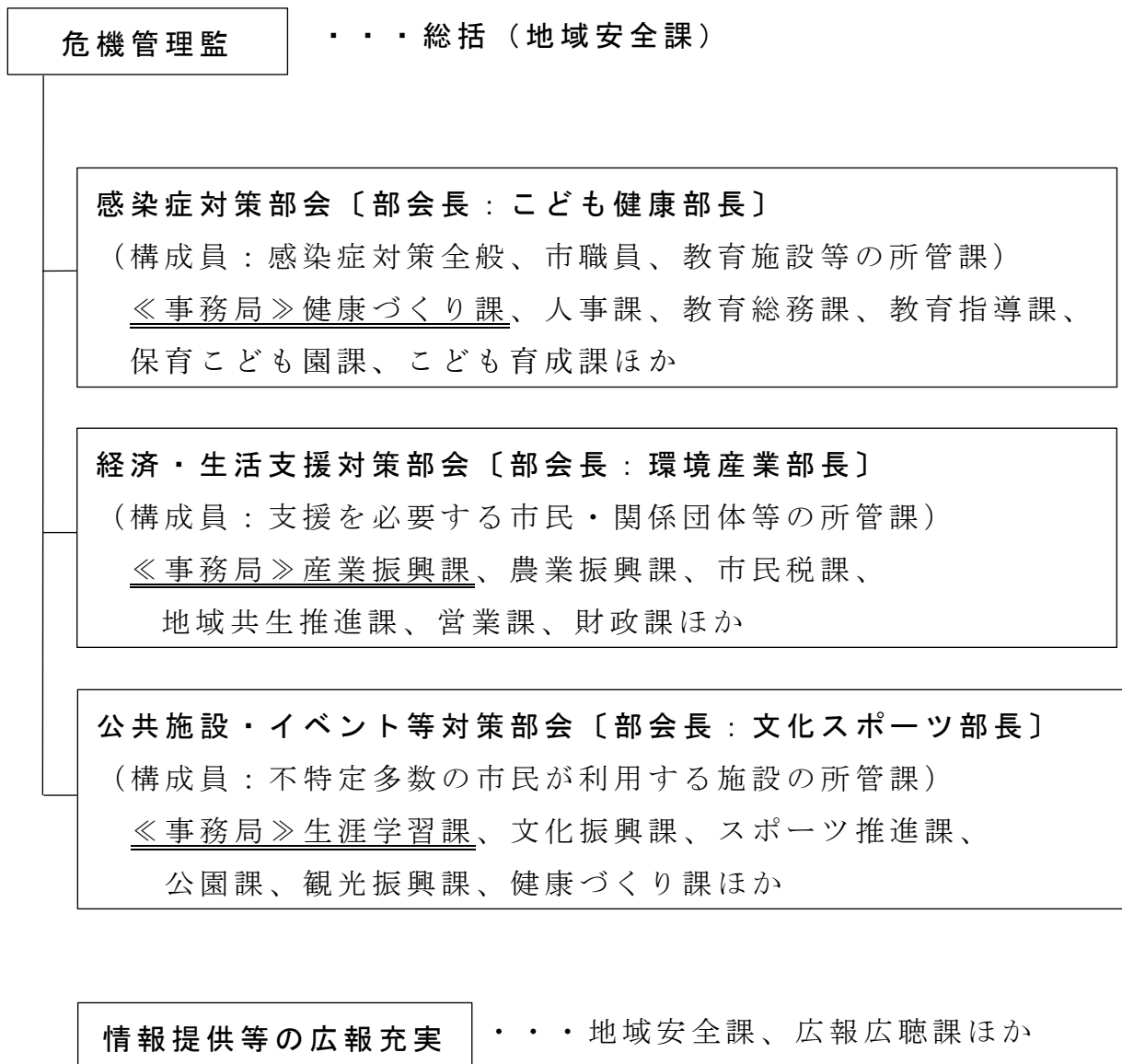
また、感染症への対応について、現場レベルで意見交換をするため、「感染症対策部会」、「経済・生活支援対策部会」、「公共施設・イベント等対策部会」の3つの部会を対策本部の下部組織として設置しました。

■ 対策本部会議本部長

(令和5年5月7日現在)

役 職	氏 名
市 長 (本 部 長)	高 橋 昌 和
副 市 長 (副 本 部 長)	内 田 賢 司
副 市 長 (副 本 部 長)	高 橋 正 道
教 育 長 (副 本 部 長)	佐 藤 直 樹
政 策 部 長	石 原 学
総 務 部 長	青 木 裕 一
危 機 管 理 監	五味田 直史
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	宇佐美 高明
福 祉 部 長	香 坂 修
こ ど も 健 康 部 長	古尾谷 明美
環 境 産 業 部 長	岩 淵 哲 朗
はだの魅力づくり担当部長	磯 崎 篤
都 市 部 長	高 垣 秀 一
建 設 部 長	齋 藤 雄 一
上 下 水 道 局 長	小 林 勝
教 育 部 長	原 田 真 智 子
消 防 長	杉 田 佳 一
議 会 局 長	小 泉 康 男
秦野市伊勢原市環境衛生組合事務局長	内 海 元

【部会体系図】



4 新型コロナウイルス感染症の記録

※ゴシック体及び下線箇所は秦野市の対応

【世】世界、【国】政府、【県】神奈川県

(1) 新型コロナウイルス感染症の発生～初期対応(令和元年12月～令和2年3月)

●令和元年(2019年)

□12月上旬

- ・【世】中国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が発生

●令和2年(2020年)

□1月

○15日

- ・【国】国内で最初の新型コロナウイルス感染症患者を神奈川県で確認

○16日

- ・国内での新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴い、庁内掲示板により職員に注意喚起

○23日

- ・「秦野市危機管理基本マニュアル」に基づき、第1回危機管理連絡会議を開催

- ・市ホームページ、緊急情報メールにより市民へ情報提供

(咳エチケット・手洗いの励行など感染予防について注意喚起)

○28日

- ・【国】新型コロナウイルスを指定感染症に指定することを閣議決定

- ・【国】厚生労働省が相談専用のコールセンターを開設

○30日

- ・【世】WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言

- ・【国】新型コロナウイルス感染症対策本部を設置

○31日

- ・第2回危機管理連絡会議を開催

- ・市ホームページ、緊急情報メールにより市民へ情報提供

(国等のコールセンター連絡先)

□ 2 月

○ 1 日

- ・【国】新型コロナウイルスを感染症法に基づく「指定感染症」（二類相当）に指定

○ 3 日

- ・【国】感染者が確認された大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」が横浜港に停泊し、検疫を開始

○ 5 日

- ・感染症予防ポスターを庁内に掲示

○ 11 日

- ・【世】WHOが新型コロナウイルス感染症を「COVID-19」と命名

○ 13 日

- ・【国】国内初の新型コロナウイルス感染症の死亡者を確認

○ 14 日

- ・順次、公共施設に手指消毒液を設置

○ 21 日

- ・危機管理連絡会議に代わり、第1回新型コロナウイルス感染症対策会議を開催（市主催行事の開催等について協議）

○ 25 日

- ・第2回・3回新型コロナウイルス感染症対策会議を開催（市主催行事の開催について国等の方針を基に再協議）

○ 26 日

- ・【県】危機管理対策本部を設置、基本方針を制定
- ・第4回新型コロナウイルス感染症対策会議を開催（2週間を目途として、50人以上集まる市主催行事の中止を決定）

○ 27 日

- ・【国】全国の小中学校の一斉休校を要請

○ 28 日

- ・第5回新型コロナウイルス感染症対策会議を開催（3月2日から市内小・中学校及び幼稚園の休校と市主催行事を3月末まで中止することを決定）

- ・保育所等について、国の通知に基づき、感染の予防に留意した上で原則として開所するよう各保育所等へ通知

□ 3 月

○ 2 日

- ・市内小・中学校及び幼稚園の休校を開始（3月25日まで）
- ・市内小中学校体育施設の開放を中止（3月25日まで）
- ・公共交通機関を利用する職員、小中学校等に通う子を養育する職員、妊娠している職員を対象に新型コロナウイルス感染症対策を理由とした時差勤務を認める運用を開始

○ 6 日

- ・【県】平塚保健福祉事務所管内で感染者2名を確認したことを発表
- ・対策本部を設置、第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

○ 7 日

- ・3月第1回定例会一般質問（3/18・23）の中止を決定（議会運営委員会決定）

○ 8 日

- ・第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（公共施設の休館を検討）

○ 9 日

- ・第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（3月10日～31日まで一部の公共施設の休館又は利用制限を決定）

○10日

・次の公共施設の休館又は利用制限を開始（3月31日まで）

施設名称	休館等の状況	施設名称	休館等の状況
保健福祉センター	貸館業務以外は利用可	各公民館	予約図書の貸し出し、返却は利用可
広畑ふれあいプラザ	窓口は利用可	メタックス体育館 はだの（総合体育館）	休館
末広ふれあいセンター	窓口は利用可、小学生以下の利用は可	NITTAANパーク おおね（おおね公園）	温水プール、トレーニングルーム以外 は利用可能
中野健康センター	休館	図書館	予約図書の貸し出し、返却は利用可
ほうらい会館	小学生以下の利用は可	歴史博物館（旧桜土手古墳展示館）	窓口は利用可
弘法の里湯	休館	宮永岳彦記念美術館	休館
名水はだの富士見の湯	休館	クアーズテック秦野カ ルチャーホール （文化会館）	確定申告業務のみ
田原ふるさと公園	休館	サンライフ鶴巻	休館
秦野ガス・ネイチャー パークくずは （くずはの広場）	休館	はだのこども館	小学生以下は利用可
里山ふれあいセンター	休館	表丹沢野外活動センター	休館
老人いこいの家	休館	緑水庵	休館

○11日

- ・【世】WHOが新型コロナウイルス感染症のパンデミック（世界的大流行）を宣言
- ・【国】新型インフルエンザ特別措置法改正を閣議決定（新型コロナウイルス感染症を追加）

○12日

- ・備蓄マスク（サージカルマスク 2,000枚）を社会福祉協議会に提供

○13日

- ・第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（市内で感染者が出た際の対応等について）
- ・「職員の感染症対策マニュアル」を作成

○16日

- ・「秦野市議会災害時等対策会議」を設置（市に新型コロナウイルス感染症に対する要望等を行うとともに、市から提供される新型コロナウイルス感染症に関する情報については、災害時等対策会議事務局（議事政策課）を通して議員へ情報提供をするなど、情報の一元化を行う。）

○17日

- ・ 4月の職員の定期人事異動について、消防職、保育・幼稚園教諭職等で必要最小限とすることを決定

○23日

- ・ 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（職員に感染者が出た際の対応等）

○24日

- ・ **【国】** 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの延期を発表

○25日

- ・ **【県】** 医療体制の「神奈川モデル」を発表

○26日

- ・ 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（4月1日から14日まで公共施設の休館等を継続することを決定、小中学校の入学式を行うこと及び4月6日から小・中学校及び幼稚園を再開することを決定）
- ・ 傷病手当金の支給（国民健康保険）受付開始

○28日

- ・ **【国】** 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を発出

○30日

- ・ 職員が新型コロナウイルス感染症を理由とした特別休暇を取得することを可能とする制度を3月1日付けまで遡って施行

(2) はじめての緊急事態宣言の発出（令和2年4月～5月）

□ 4月

○ 1日

・ 次の公共施設の休館又は利用制限を延長（4月14日まで）

施設名称	休館等の状況	施設名称	休館等の状況
保健福祉センター	貸館業務以外は利用可	各公民館	・ 予約図書の貸し出し、返却は利用可 ・ 連絡所が併設されている館は、連絡所の利用可
広畑ふれあいプラザ	窓口は利用可	メタックス体育館 はだの（総合体育館）	窓口は利用可
末広ふれあいセンター	窓口は利用可、小学生以下の利用は可	NITTANパーク おおね（おおね公園）	温水プール、トレーニングルーム以外は利用可能
中野健康センター	屋外は利用可	図書館	予約図書の貸し出し、返却は利用可
ほうらい会館	小学生以下の利用は可	歴史博物館（旧桜土手古墳展示館）	窓口は利用可
弘法の里湯	休館	宮永岳彦記念美術館	休館
名水はだの富士見の湯	休館	クアーズテック秦野カルチャーホール （文化会館）	窓口は利用可
田原ふるさと公園	休館	サンライフ鶴巻	休館
秦野ガス・ネイチャーパークくずは （くずはの広場）	広場は利用可	はだのこども館	小学生以下は利用可
里山ふれあいセンター	休館	表丹沢野外活動センター	広場は利用可
老人いこいの家	休館	緑水庵	休館

○ 3日

・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、上下水道料金の納付が困難となった方を対象に猶予制度を開始

○ 6日

・ 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
（4月15日以降の公共施設等の対応について協議）

○ 7日

・ **【国】** 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく、緊急事態宣言を発出（対象：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府兵庫県及び福岡県の7都府県）

※期間は、4月7日から5月6日まで

○ 8日

・ 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
（緊急事態宣言を受けて、小・中学校及び幼稚園の休校期間の延長と公共施設を休館又は利用制限の延長を決定、部会の設

置を決定)

- ・対策本部の下部組織として、「感染症対策部会」、「経済・生活支援対策部会」、「公共施設・イベント等対策部会」を設置
- ・保育所等では、家庭保育が可能な世帯において、4月9日から5月6日の間における登園の自粛及び新型コロナウイルス感染症拡大防止による欠席に伴う保育料減免について、園を通じて保護者へ周知

○9日

- ・緊急事態宣言の発出を受け、次の公共施設の休館又は利用制限を延長（5月6日まで）

1 連絡所

連絡所名称	措置前	措置後	備考
駅連絡所 (秦野駅、渋沢駅、東海大学前駅及び鶴巻温泉駅)	開館	開館	ただし、予約図書の取扱は不可
公民館内連絡所 (渋沢、東、大根、鶴巻、上、南が丘、北及び堀川)	開館	開館	変更なし

2 文化・生涯学習及び環境・経済施設等

施設名称	措置前	措置後	備考
クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）	利用制限	休館	窓口も閉鎖
図書館	利用制限	休館	予約図書の取扱も不可に変更
はだのこども館	利用制限	利用制限	変更なし（小学生以下の利用継続）
自然観察の森 緑水庵	休館	休館	変更なし
名水はだの富士見の湯	休館	休館	変更なし
弘法の里湯	休館	休館	変更なし
はだの浮世絵ギャラリー	休館	休館	変更なし
桜土手古墳展示館	休館	休館	変更なし
秦野ガス・ネイチャーパークくずは（くずはの広場）	利用制限	休館	屋外施設の利用も再び不可に変更
宮永岳彦記念美術館	休館	休館	変更なし
田原ふるさと公園	休館	休館	変更なし
表丹沢野外活動センター	利用制限	休館	屋外施設の利用も再び不可に変更
里山ふれあいセンター	休館	休館	変更なし
市民農園	開館	開館	変更なし

3 公民館・会館

名称	措置前	措置後	備考
本町公民館ほか10館 (本町、南、南が丘、東、北、大根、鶴巻、西、渋沢、堀川及び上)	利用制限	利用制限	・連絡所窓口は可能【継続】 ・予約図書の取扱も不可に変更
ほうらい会館	利用制限	利用制限	変更なし（小学生以下の利用継続）

4 児童館

名称	措置前	措置後	備考
千村児童館ほか16館 (横野、柳川、広畑、堀川、曲松児童センター、渋沢、谷戸、戸川、沼代、平沢、北矢名、西大竹、三屋台、いずみ、堀川下及び鶴巻公民館)	開館	開館	変更なし

5 スポーツ施設・公園

名称	措置前	措置後	備考	
カルチャーパーク (陸上競技場、野球場、庭球場、更衣室など)	開所	閉所	利用不可に変更	
メタックス体育館はだの(総合体育館)	利用制限	利用制限	窓口は利用可能【継続】	
ペコちゃん公園はだの	開所	開所	変更なし	
NITTAN パークおおね (おおね公園)	屋内施設(プール、トレーニングルーム)	休館	変更なし	
	屋外施設(庭球場、多目的グラウンド、スケーティング場、更衣室)	開所	閉所	利用不可に変更
	ほっと鶴巻(売店)	開所	閉所	利用不可に変更
サンライフ鶴巻	休館	休館	変更なし	
スポーツ広場	なでしこ運動広場・交通公園	開所	閉所	利用不可に変更
	立野緑地スポーツ広場ほか3広場 (立野緑地、末広自由、寺山、栃窪及び行方パーク)	開所	閉所	利用不可に変更

6 幼稚園

名称	措置前	措置後	備考
本町幼稚園ほか7園 (本町、南、東、北、大根、西、上及びほりかわ)	休業	休業	就労での一時預かりの利用は可能

7 小学校

名称	措置前	措置後	備考
本町小学校ほか12校 (本町、南、東、北、大根、西、上、広畑、末広、渋沢、南が丘、堀川及び鶴巻)	休業	休業	・児童を対象に各校で平日10時～14時校庭開放 ※一般開放は中止 ・登校日等の実施を検討中

8 児童ホーム

名称	措置前	措置後	備考
本町小学校ほか12校 児童ホーム (本町、南、東、北、大根、西、上、広畑、末広、渋沢、南が丘、堀川及び鶴巻)	開所	開所	変更なし

9 中学校

名称	措置前	措置後	備考
本町中学校ほか8校 (本町、南、東、北、大根、西、渋沢、南が丘及び鶴巻)	休業	休業	学習支援のための登校日等を実施

10 小中学校開放施設

名称	措置前	措置後	備考
全小中学校22校	開所	閉所	ただし、小学校については、児童を対象に各校で平日10時～14時校庭開放 ※一般開放は中止

11 福祉施設

名称	措置前	措置後	備考
保健福祉センター	利用制限	利用制限	貸館業務以外利用可能【継続】
広畑ふれあいプラザ	利用制限	利用制限	窓口は利用可能【継続】
末広ふれあいセンター	利用制限	利用制限	・窓口は利用可能【継続】 ・(小学生以下の利用継続)
老人いこいの家	休館	休館	変更なし
中野健康センター	利用制限	休館	屋外施設の利用も再び不可に変更

12 認定こども園

名称	措置前	措置後	備考
みどりこども園ほか4園 (みどり、ひろはた、すえひろ、つるまき及びしぶさわ)	開所	開所	ただし、家庭内の保育が可能なご家庭においては、登園自粛をお願いします。なお、民間のこども園、保育園等も同様の対応です。

○10日

- ・【県】宿泊療養施設の運用を開始
- ・一部職員に認めていた新型コロナウイルス感染症対策を理由とした時差勤務について全職員を対象とする運用を開始

○13日

- ・【県】L I N E を活用した健康観察システム、「神奈川県療養サポート」の運用を開始

○14日

- ・第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（生活支援給付金担当の設置と「新型感染症専用コールセンター」の設置を決定）

○15日～17日

- ・クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）において、除菌水を配布

○16日

- ・【国】緊急事態宣言を全都道府県に拡大（5月6日まで）

○17日

- ・【国】国民全員を対象に布製マスクの配布を開始
- ・【県】新規感染者数を市町村単位で公表することに変更
- ・「新型感染症専用コールセンター」を設置（休館中の公民館長を地域安全課の兼務とし、2名／日体制で対応）
- ・神奈川県の要請に基づき、市の保健師職職員を平塚保健福祉事務所秦野センターへ派遣（以後、令和4年2月まで述べ35名を派遣）
- ・「秦野市在宅勤務型テレワーク実施要領」を施行し、職員の在宅勤務を可能とする勤務制度を開始

○20日

- ・第1回感染症対策部会を開催（除菌水配布について協議）
- ・第1回公共施設・イベント等対策部会を開催（公共施設の休館及びイベント等の自粛について協議）

○21日

- ・第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（各地区における除菌水配布を4月27日から実施することを決定、

児童館等の子どもの利用の中止を決定)

○22日

- ・児童館、こども館等の施設における子どもの利用を中止
(5月6日まで)

○23日

- ・第2回公共施設・イベント等対策部会を開催
(大型連休中の対応と緊急事態宣言解除後(5月7日以降の
対応について協議)

○24日

- ・第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催(ペコ
ちゃん公園、NITTANパークおおね(おおね公園(わんぱ
く広場))の閉鎖及び公共施設の閉館を5月31日まで延長)
- ・緊急事態宣言に伴い、市長から市民へ不要不急の外出の自粛
のお願いに関するメッセージを市ホームページに掲載
- ・保育所等において、令和2年4月8日付通知の登園の自粛に
ついて、対象世帯等の範囲の拡大に関して、園を通じて保護
者へ周知

○25日

- ・「新型コロナウイルス感染症専用コールセンター」に保健師の配置を開始

○27日

- ・東・北中学校校庭において、除菌水を配布

○28日

- ・第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(大型連休中における公共施設駐車場の閉鎖を決定)
- ・大型連休前に、市長から感染症対策の徹底に関するメッセー
ジを市ホームページに掲載
- ・西・渋沢中学校校庭において、除菌水を配布

○29日

- ・**【県】**大倉駐車場、諏訪丸駐車場及び水無川駐車場を閉鎖
(5月6日まで)

・大型連休中、次の公共施設駐車場等を閉鎖（5月6日まで）

駐車場名	駐車場名
弘法山公園駐車場（第1・第2、浅間山）	南が丘公園駐車場
震生湖駐車場（第1・第2）	表丹沢野外活動センター駐車場
菜の花台駐車場 ヤビツ駐車場	秦野ガス・ネイチャーパークくずは （くずはの広場）駐車場
富士見の湯駐車場	自然観察の森・蓑毛緑水庵駐車場
カルチャーパーク駐車場	里山ふれあいセンター駐車場
NITTANパークおおね（おおね公園）駐車場	田原ふるさと公園駐車場

※駐車場のほか、市道52号線（滝沢園から戸沢出合）、菩提林道（県道70号から菩提峠）を通行止め

・本町中学校校庭、クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）において、除菌水を配布

○30日

・大根・鶴巻中学校校庭において、除菌水を配布

○4月中

・本庁舎をはじめ市公共施設の窓口に飛沫感染防止用の透明ビニルシートを設置

□5月

○1日

・南・南が丘中学校校庭において、除菌水を配布

・国民年金保険料の減免受付開始

・職員の暑中休暇取得期間を、5月1日から10月31日までとし、出勤者の削減を促進

・保育所等における登園の自粛について、対象期間を令和2年5月6日から「国の緊急事態宣言が延長された期間」まで延長することを、園を通じて保護者へ周知

○4日

・【国】5月6日までを期限とした緊急事態宣言を5月31日まで延長することを決定

○7日

- ・ 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(公共施設の駐車場の閉鎖期間について協議)
- ・ 緊急事態制限の延長を受け、小・中学校及び幼稚園の休校期間
の延長公共施設等の休館等又は利用制限を延長(5月31日まで)
- ・ 公共施設の駐車場の閉鎖期間を延長(5月31日まで)

○13日

- ・ 第2回感染症対策部会を開催(公共施設2か所(保健福祉センター、サンライフ鶴巻)における除菌水の配布及び職員へのマスク配布について協議)

○14日

- ・ **【国】** 北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県を除き、緊急事態宣言を解除

○17日

- ・ 特別定額給付金(1人当たり10万円)の申請受付を開始

○19日～

- ・ 公共施設2か所(保健福祉センター、サンライフ鶴巻)に除菌水生成機を設置し、除菌水配布を開始
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済対策として水道料金の減額措置を決定(減額期間:令和2年6月から9月検針分の4カ月間、減額内容:基本料金の全額に超過料金分の10%を上乗せした額)

○21日

- ・ **【国】** 近畿3府県の緊急事態宣言を解除(北海道、東京都、埼玉県、神奈川県は継続)

○22日

- ・ **【県】** 感染防止対策の一環として事業所等が取り組む感染防止対策を明示した「感染防止対策取組書」の運用を開始
- ・ 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(今後の公共施設の開館の見通し、「新型感染症専用コールセンター」の運用の変更等について協議)
- ・ 保育所等では、令和2年4月及び5月に入所された保護者の

育児休業からの復帰期限を通常入所翌月の14日までのところ、
7月14日まで延長することを決定及び保護者へ通知

○23日

・図書館において予約図書の貸し出し及び返却を再開

○25日

・【国】緊急事態宣言をすべて解除、外出自粛等の段階的緩和の
発表

・第3回公共施設・イベント等対策部会を開催

（公共施設及びイベント休止制限の段階的緩和について協議）

・乳幼児健康診査（集団方式 4か月児、7か月児）を個別方式
で実施（6月末まで）

・保育所等における登園の自粛について、対象期間を5月31日
まで延長することを、園を通じて保護者へ周知

○26日

・【県】LINEコロナお知らせシステムの運用開始

・第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

（公共施設、観光地の駐車場の開放と一部公共施設、小規模イ
ベントの再開を協議）

・緊急事態宣言の解除に伴い、市長から外出自粛や営業休止等
へのお礼に関するメッセージを市ホームページに掲載

・「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開におけるガイ
ドライン」を策定（以降「学校教育活動等のガイドライン」と
して第8版まで改訂）

○27日

・【県】外出自粛等の段階的緩和（ステップ1）に移行し、外出
自粛や休業要請を解除（飲食店や遊興施設は22時までの営業時間の短縮を要請）

・弘法山公園、震生湖、カルチャーパークなど、一部の公共施設
の駐車場を開放

○28日

・保育所等における登園の自粛について、対象期間を6月30日
まで延長することを、園を通じて保護者へ周知

○ 5 月中

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、市税の納付が困難となった方を対象に徴収猶予「特例制度」の受付を開始
- ・ 教育活動の再開に伴う学校施設の開放について、次のとおり対応

6 月：施設開放は実施しない。

7 月：(学校が通常再開となった場合)屋外施設を対象として、構成メンバーが大人のみの団体に限り施設開放を再開

(3) 緊急事態宣言解除後の公共施設等の再開（令和2年6月～12月）

□ 6月

○ 1日

- ・ 公共施設の利用制限を段階的に緩和（ステップ1）へ移行（メタックス体育館はだの（総合体育館）、NITTANパークおおね（温水プール）、トレーニングルーム及び更衣室等の一部の施設を除き、公共施設を再開）
- ・ 小・中学校及び幼稚園を再開（当面の間は分散・時差登校）
- ・ 「新型インフルエンザ等感染症対策に係る秦野市消防本部業務継続計画」を策定
- ・ 国民健康保険税の減免受付開始
- ・ 延期としていた職員の定期人事異動を発令（内示：8級～5級は5月15日、4級～1級は5月18日）

○ 2日

- ・ 秦野駅のデジタルサイネージに市長メッセージを掲載
- ・ 図書館の1階閲覧室、2階浮世絵ギャラリーを再開

○ 3日

- ・ 第3回感染症対策部会（書面会議）を開催（各公民館及び広畑ふれあいプラザにおける除菌水の配布について協議）

○ 10日

- ・ 第4回感染症対策部会（書面会議）を開催（新型コロナウイルス感染症対策関連事業についての意見照会）

○ 12日

- ・ 第4回公共施設・イベント等対策部会を開催（施設再開後の対応等について協議）

○ 15日

- ・ 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（NITTANパークおおね（温水プール）等の施設、中規模イベントの再開を協議）
- ・ 小学校の給食を再開

- ・国の支給要領に基づき、児童手当受給者を対象に子育て世帯臨時特別給付金を支給

○16日

- ・公民館等の公共施設に除菌水生成機を常設し、除菌水の配布を開始

○18日

- ・【国】6月19日から外出自粛等の制限の段階的緩和（ステップ2）へ移行することを発表
- ・【県】6月19日からステップ2に移行し、中規模（屋内外で1,000人以下）のイベントの開催を認めるとともに、飲食店等の時間短縮営業を解除
- ・ステップ2に移行し、メタックス体育館はだの（総合体育館）（トレーニングルームを除く）、NITTANパークおおね（おおね公園温水プール）等の施設の再開

○19日

- ・【国】接触確認アプリ「COCOA」の運用開始
- ・市長から改めて、感染症対策のお願いに関するメッセージを市ホームページに掲載

○22日

- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した風水害時避難所運営マニュアル」を策定（令和2年11月4日と令和3年6月2日に改訂版を発行）

○6月中

- ・学校（園）における感染症対策に伴う空調設備の運用方針を定める。
- ・令和2年6月1日から当面の間、公立幼稚園は、分散登園や半日保育等の段階的対応を要することから、一時預かり事業の実施時間及び利用料の額について、公立幼稚園が平常時の教育時間に戻るまで継続

□ 7 月

○ 1 日

- ・ 第 17 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(庁内職場等で新型感染者患者が出た場合、職員の感染対策、
清掃、保健所への連絡等の対応について協議)

○ 6 日

- ・ 第 5 回公共施設・イベント等対策部会を開催
(ステップ 3 の取組及び各課等におけるイベントの対応状況
について、協議及び情報共有)

○ 8 日

- ・ 第 18 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(ステップ 3 へ移行、公共施設の制限の緩和を協議)

○ 9 日

- ・ 後期高齢者医療保険料の減免受付開始

○ 10 日

- ・ 公共施設トレーニングルーム、クアーズテック秦野カルチャ
ホール(文化会館小ホール)の再開及び表丹沢野外活動セン
ターの宿泊を再開
- ・ 図書館の 2 階調査研究室を再開

○ 17 日

- ・ **【県】** 神奈川警戒アラートを発出
(直近 7 日間における平均新規陽性患者数が 33 人を超え
たため県民に感染対策の徹底を要請)
- ・ 第 5 回感染症対策部会(書面会議)を開催(新型コロナウイルス
感染症対策関連事業についての意見照会)

○ 21 日

- ・ 第 19 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(神奈川警戒アラートが発出された場合の本市の対応、コロ
ナ対策候補事業の報告等)

○ 22 日

- ・ **【国】** 国内旅行の需要を喚起する「Go To トラベルキャンペー
ン」事業を開始
- ・ 県の「神奈川警戒アラート」の発出に伴い、市長から感染症対

策の徹底のお願いに関するメッセージをホームページに掲載

○25日

・図書館の2階「前田夕暮記念室」を再開

○31日

・第6回公共施設・イベント等対策部会（書面会議）を開催
（イベント等の対策について意見照会）

○7月中

・教育活動再開後の状況を踏まえ、公立幼稚園における7月以降の保育体制について定める。

□8月

○1日

・カルチャーパーク水泳プール利用等について、午前・午後の2部制とし、入場者をそれぞれ500人（予約制）により開設
（9月6日まで）

・図書館の1階こどもの部屋、2階視聴覚室（定員を半数（40人）に制限）を再開

○5日

・国の支給要領に基づき、児童扶養手当受給者を対象にひとり親世帯臨時特別給付金を支給

○31日

・第7回公共施設・イベント等対策部会を開催
（市主催表彰式の対応について協議）

○8月中

・議長席、登壇席及び質問者席に飛沫感染防止用のパーテーションを設置

□9月

○1日

・第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
（9月以降の公共施設及びイベントの対応等を協議）

・消費者応援地域消費喚起事業「顔晴ろうはだの！キャッシュバックキャンペーン」を開始

○26日、27日

- ・ 第73回秦野たばこ祭中止

○9月

- ・ 会議用の貸し出しパーティーを導入

□10月

○1日

- ・【県】県民限定の県内旅行割引キャンペーン「地元かながわ再発見（かながわ県民割）」の予約を開始

○6日

- ・ 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
（本市主催等のイベント及び会議の取扱等を協議）

○23日

- ・【国】新型コロナウイルス感染症対策分科会において、年末シーズンに向けて、「飲酒を伴う懇親会等」「大人数、長時間の飲食」など感染リスクが高まる5つの場面を示し、注意喚起

□11月

○3日

- ・ 秦野たばこ祭の代替事業として、「顔晴ろう秦野！メモリアル打ち上げ花火」を実施（市公式YouTube「はだのモーピク」でライブ配信）

○4日

- ・ 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
（新型コロナウイルス対策関連事業等を協議）

○9日

- ・ 消費者応援地域消費喚起事業「顔晴ろう！市民応援はだのプレミアム商品券」の販売を開始

○14日

- ・【県】感染拡大に備え、病床を確保するため「医療アラート」を発動

○27日

- ・【**県**】感染者の急増に伴い、「ステージ3警戒宣言」を発出し、
かながわ県民割の新規発行を一時停止、会食時の感染対策の徹底などを要請
- ・第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(感染のリスクが高まる5つの場面、年末年始の職員の行動等の確認)

○30日

- ・本市の1日の新規感染者報告数が20人を記録する。

□12月

○3日

- ・【**県**】横浜・川崎エリアの酒類を提供する飲食店及びカラオケ店の営業時間の短縮を要請（7日から17日まで22時閉店）

○4日

- ・感染者の急増に伴い、市長から感染症対策の徹底のお願いに関する動画メッセージを市ホームページに掲載

○7日

- ・【**県**】入院優先度判断スコアを導入

○14日

- ・市内民間保育園会議において新型コロナウイルス感染症の現状を説明

○15日

- ・【**県**】横浜・川崎エリアの酒類を提供する飲食店及びカラオケ店の営業時間の短縮要請を来年1月11日まで延長することを決定
- ・本市の累計感染者数が100人を超える。
- ・「秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例」を改正し、保健衛生手当の特例を設け、令和2年1月27日に遡って適用

○22日

- ・第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(感染者の急増に伴う県の対応などの情報を共有)

○28日

- ・ 職員仕事納め式を中止

○12月中

- ・ 本庁舎をはじめ市公共施設の窓口にパーテーションを設置

(4) 2度目の緊急事態宣言の発出（令和3年1月～3月）

●令和3年（2021年）

□1月

○4日

- ・【県】8日以降、横浜・川崎エリアの酒類を提供する飲食店及びカラオケ店の営業時間を20時まで（酒類の提供は19時まで）とし、11日以降全県を措置の対象とすること等を決定

○5日

- ・第25回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（国・県の動向を見据えた本市の対応等について協議）
- ・職員仕事始め式を縮小して実施

○7日

- ・【国】2度目の緊急事態宣言を発出（1月8日～2月7日まで対象：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）
- ・【県】緊急事態宣言を受けて、全県の飲食店等への営業時間の短縮（20時まで、酒類の提供は19時まで）や県民に対して感染症対策の徹底等を要請
- ・第8回公共施設・イベント等対策部会を開催（緊急事態宣言の対処方針及び公共施設、イベント等の対応について協議）

○8日

- ・緊急事態宣言を受けて、1月9日から、20時以降開館している公共施設の利用時間を20時までとし、一部施設の利用を休止することを決定。また、弘法の里湯、秦野名水富士見の湯等の飲食スペースのある施設を除き、室内における飲食は原則禁止することを決定
- ・再度の緊急事態宣言の発出に伴い、市長から感染症対策の徹底のお願いに関する動画メッセージを市ホームページに掲載

○9日

- ・ 20時以降開館している公共施設の利用時間を20時までとし、次の施設の利用を休止（2月7日まで）

施設名称
学校開放施設
公共施設内のトレーニングルーム
表丹沢野外活動センター（宿泊、バーベキュー場）

※室内における、飲食は原則禁止
一部、飲食スペースのある施設は除く。

- ・ 市が主催する行事等については、人数制限（施設収容人数の50パーセント）及び感染対策を徹底したうえで、20時までの開催とする（2月7日まで）。

○12日

- ・ 健康づくり課に「感染症対策担当」を設置し、担当課長以下3名体制でワクチン接種業務を開始

○14日

- ・ 【国】緊急事態宣言の発出区域を2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県、栃木県）に拡大（11地域）

○16日

- ・ 緊急事態宣言の発出に伴い、平日だけでなく、土日及び祝日（8時30分～17時）についても地域安全課職員による「新型コロナウイルス感染症専用コールセンター」を開設（3月28日まで）

○25日

- ・ 公共施設に緊急事態宣言における注意喚起ポスターを掲示するとともに、自治会にポスターの掲示を依頼

○29日

- ・ 市内4駅付近の飲食店等を対象に、くらし安心部の職員が営業時間の短縮要請に係る実態調査を実施

○31日

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、市税の納付が困難となった方を対象とした徴収猶予「特例制度」の受付を終了

□ 2 月

○ 2 日

- ・【国】緊急事態宣言を3月7日まで延長することを決定
- ・【県】緊急事態宣言の延長に伴う、飲食店等への営業時間の短縮要請の継続を決定

○ 3 日

- ・緊急事態宣言の延長に伴い市長から感染症対策の徹底のお願いに関する動画メッセージを市ホームページに掲載

○ 5 日

- ・健康づくり課感染症対策担当に関係各課から5名の兼務員を任命

○ 6 日

- ・防災行政無線を使い、不要不急の外出の自粛と感染症対策を徹底を周知（緊急事態宣言解除までの間、毎週土曜日9時に実施）

○ 7 日

- ・【国】1都2府7県の緊急事態宣言の期間を3月7日まで延長するとともに、栃木県を解除（10地域）

○ 8 日

- ・第26回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
（緊急事態宣言の延長に伴い本市の対応を継続、不特定多数の来庁が見込まれる職場等における、職員間のパーティションの設置、自宅療養者への支援、ワクチン接種体制等について協議）
- ・緊急事態宣言の延長に伴い、1月9日から2月6日までを期間とした公共施設の利用時間及び市主催の行事等の開催時間等の取扱を継続（3月6日まで）
- ・緊急事態宣言の延長に伴い、再度市長から感染症対策の徹底のお願いに関する動画メッセージを市ホームページに掲載

○ 19 日

- ・第9回公共施設・イベント等対策部会を開催
（3月から5月にかけての中止又は延期するイベント等の周知方法について協議）
- ・職員のテレワーク勤務制度の本格導入

○24日

- ・県と連携して、地域安全課、環境資源対策課を中心に自宅療養者への食料品等の提供及び可燃ごみの戸別回収を開始

○28日

- ・【国】2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県）の緊急事態宣言を解除（4地域）

□3月

○5日

- ・【国】緊急事態宣言を3月21日まで再延長することを決定
- ・第27回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
（緊急事態宣言の再延長に伴い本市の対応を継続、ワクチン接種体制について協議）

○7日

- ・【国】1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）の緊急事態宣言の期間を3月21日まで再延長
- ・緊急事態宣言の再延長に伴い、1月9日から3月6日までを
期限とした、公共施設の利用時間及び市主催の行事等の開催
時間等の取扱を継続（3月21日まで）

○10日

- ・緊急事態宣言の再延長に伴い、再度市長から感染症対策の徹底の
お願い及びワクチン接種に関する動画メッセージをホー
ムページに掲載

○14日

- ・ワクチン接種集団接種会場運営訓練を実施

○19日

- ・第28回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
（緊急事態宣言後の本市の公共施設の再開等について協議）

○21日

- ・【国】緊急事態宣言をすべて解除

○22日

- ・弘法の里湯及び秦野名水富士見の湯の飲食店について、21時
まで営業可とする。

・ 公共施設のトレーニングルーム（パーティションを設置）、表
丹沢野外活動センターの宿泊を再開（バーベキュー場は休止）
※感染のリバウンド防止のため、20時以降に開館している公共
施設の利用時間及び市が主催する行事等は20時までとする
ことを継続し、引き続き公共施設（室内）での飲食は禁止
（3月31日まで）

○27日

・ 学校開放施設（校庭、体育館）を再開

(5) まん延防止等重点措置区域の指定（令和3年4月～7月）

□ 4月

○ 1日

- ・ 感染のリバウンド防止のため、20時以降に開館している公共施設の利用時間及び市が主催する行事等は20時までとすることを継続し、引き続き公共施設（室内）での飲食は禁止（4月21日まで）

○ 9日

- ・ 第10回公共施設・イベント等対策部会を開催（市主催会議等の対応について協議）

○ 12日

- ・ 第6回感染症対策部会（書面会議）を開催（新型コロナウイルス感染症対策事業について意見照会）

○ 13日

- ・ 第29回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催（ワクチン接種体制、コロナ対策候補事業の報告）

○ 20日

- ・ 【県】横浜市、川崎市及び相模原市をまん延防止等重点措置区域に指定
- ・ 第30回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（県内の政令指定都市がまん延防止等重点措置区域に指定されたため、本市の公共施設等の利用等について協議）
- ・ 高齢者施設入所者に対して、ワクチン接種を開始

○ 22日

- ・ 感染のリバウンド防止のため、20時以降に開館している公共施設の利用時間及び市が主催する行事等は20時までとすることを継続し、引き続き公共施設（室内）での飲食は禁止（5月11日まで）

○ 25日

- ・ 【国】3度目の緊急事態宣言の発出（東京都、大阪府、京都府、兵庫県）

○26日

- ・第31回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(大型連休期間中の感染対策等について協議)

○28日

- ・【県】政令指定都市に加え、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市をまん延防止等重点措置区域に追加(9自治体指定)、措置期間を5月11日まで延長
- ・大型連休の前に市長から感染症対策の徹底のお願い等の動画メッセージを市ホームページに掲載
- ・大型連休に備え、公共施設及び震生湖等の観光地の駐車場に感染対策の啓発看板を設置

○30日

- ・国の支給要領に基づき、児童扶養手当受給者を対象に子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給

□5月

○1日～5日

- ・地域安全課の会計年度任用職員が戸川公園、ヤビツ峠、うぐいす橋等を青パト車両により巡回

○6日

- ・本市の累計感染者数が500人を超える。

○10日

- ・第32回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(5月12日以降の本市の公共施設の利用等について協議)

○11日

- ・【国】緊急事態宣言の区域に愛知県、福岡県を追加(6地域)するとともに、宣言の期間を5月31日まで延長

○12日

- ・【県】9自治体に加え、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市三浦市、伊勢原市、葉山町及び寒川町をまん延防止等重点措置区域に追加(17自治体指定)、措置期間を5月31日まで延長

- ・感染のリバウンド防止のため、20時以降に開館している公共施設の利用時間及び市が主催する行事等は20時までとすることを継続し、引き続き公共施設（室内）での飲食は禁止（5月31日まで）

○17日

- ・「新型コロナワクチン庁内コールセンター」を設置

○23日

- ・集団接種会場（メタックス体育館はだの（総合体育館））でワクチン接種を開始

○25日

- ・第11回公共施設・イベント等対策部会を開催（6月1日以降の本市の公共施設の利用等について協議）

○27日

- ・余剰ワクチンを社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）に接種する取組を開始

○28日

- ・第33回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（6月1日以降の本市の公共施設の利用等を協議）
- ・市長から医療・介護現場に従事される方へのお礼と日頃、感染症対策に取り組んでいる市民へのお礼に関する動画メッセージを市ホームページに掲載

○31日

- ・市長からワクチン接種の状況等に関する動画メッセージを市ホームページに掲載

□6月

○1日

- ・【県】17自治体に加え、秦野市、平塚市及び小田原市をまん延防止等重点措置区域に追加（20自治体）、措置期間を6月20日まで延長（措置内容：飲食店の営業時間20時まで、酒類の提供停止等）
- ・現在行っている、20時以降に開館している公共施設の利用時間及び市が主催する行事等は20時までとすることを継続し、

引き続き公共施設（室内）での飲食は禁止（6月20日まで）

・公共施設内の飲食店の営業時間を20時までに変更、酒類の提供は停止（6月20日まで）

・医療機関でのワクチン個別接種を開始

○5日

・防災行政無線を使い、不要不急の外出の自粛と感染症対策を徹底するよう周知（まん延防止等重点措置の解除までの毎週土曜日9時に実施）、合わせて、秦野駅改札前のデジタルサイネージでも周知

○10日

・第34回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（64歳以下のワクチン接種のスケジュール等を報告）

○14日

・感染症対策担当を廃止し、新たに「新型感染症ワクチン接種推進課」を設置し、2担当、9名体制となる。

○14日～30日

・65歳以上の高齢者へのワクチン接種を早期に完了するため、8月以降に医療機関で接種を予約している高齢者に対して、集団接種会場への前倒し接種を呼びかけ

○14日～8月7日

・新型コロナウイルスワクチン集団接種移動困難者支援シャトルバスを運行

○18日

・第35回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（6月21日以降の本市の公共施設の利用等について協議）

○20日

【県】横浜市、川崎市、相模原市、厚木市、座間市及び小田原市のまん延防止等重点措置の期間を7月11日まで延長
秦野市をはじめ、14自治体の指定を解除（6自治体）

○21日

・現行の、20時以降に開館している公共施設の利用時間及び市が主催する行事等は20時までとすることを継続し、引き続き公共施設（室内）での飲食は禁止（7月11日まで）

- ・ 利用人数（1グループ4人）、時間（90分）の制限を設けた上で、公共施設内の飲食店の営業時間を21時まで、酒類の提供は20時までに変更（7月11日まで）

○22日

- ・ 自宅療養者への食料品等の支援について、県と「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書」を締結

□7月

○8日

- ・ 第12回公共施設・イベント等対策部会を開催
（7月12日以降の本市の公共施設の利用等について協議）

○9日

- ・ 第36回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
（7月12日以降の本市の公共施設の利用等について協議）

○11日

- ・ **【県】** 横浜市、川崎市、相模原市及び厚木市のまん延防止等重点措置の期間を8月22日まで延長、座間市及び小田原市は指定を解除（4自治体）

○12日

- ・ **【国】** 4度目の緊急事態宣言の発出（東京都、沖縄県）
※8月22日まで
- ・ 現行の、20時以降に開館している公共施設の利用時間及び市が主催する行事等は20時までとすることを継続し、引き続き公共施設（室内）での飲食は禁止（8月22日まで）
- ・ 現行の、利用人数（1グループ4人）、時間（90分）の制限を設けた上で、公共施設内の飲食店の営業時間を21時まで、酒類の提供は20時までを継続（8月22日まで）

○16日

- ・ 第37回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
（7月22日以降の本市の公共施設の利用等について協議）

○17日

- ・ カルチャーパーク水泳プール利用等について、午前・午後の

2部制とし、入場者をそれぞれ500人（予約制）により開設（9月5日まで）

○19日

- ・デルタ株のまん延による感染者の急増に伴い、市長から感染症対策の徹底のお願いに関する動画メッセージを市ホームページに掲載

○22日

- ・【県】「神奈川版緊急事態宣言」として、清川村を除く全県をまん延防止等重点措置区域に指定
- ・公共施設内の飲食店の営業時間を20時までとし、酒類の提供を停止（8月22日まで）
- ・防災行政無線を使い、不要不急の外出の自粛と感染症対策を徹底するよう周知（緊急事態宣言解除までの毎週土曜日9時に実施）、合わせて、秦野駅改札前のデジタルサイネージでも周知

○22日～24日

- ・地域安全課の会計年度任用職員が戸川公園、ヤビツ峠、うぐいす橋等を青パト車両により巡回

○23日～8月8日

- ・【国】東京2020オリンピックを開催

○29日

- ・国の支給要領に基づき、住民税非課税の子育て世帯等を対象に子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）を支給

○30日

- ・第38回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（緊急事態宣言の発出を受け、8月2日以降の本市の公共施設の利用等について協議）
- ・3度目の緊急事態宣言の発出に伴い、再度市長から感染症対策の徹底のお願いに関する動画メッセージを市ホームページに掲載

○31日

- ・65歳以上の高齢者へのワクチン接種を概ね完了

(6) 神奈川県への3度目の緊急事態宣言の発出(令和3年8月~9月)

□ 8月

○ 2日

- ・【国】緊急事態宣言の発出区域を大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県等に拡大(8月31日まで)
- ・緊急事態宣言の発出を受け、本市の公共施設の利用時間等については、現行の対応を継続(8月31日まで)

○ 4日

- ・緊急事態宣言の発出に伴う感染対策の徹底を周知するためのチラシを自治会に回覧

○ 6日

- ・秦野戸川公園付近の水無川河川敷や弘法山公園、震生湖等の観光地及び駐車場を巡回、啓発看板の設置

○ 10日

- ・第39回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催(新型コロナウイルス感染症対策の充実強化(市内飲食店のパトロール、お盆シーズンの観光地のパトロール、テレワークの強化など)について協議)

○ 11日

- ・1月に続き、市内4駅付近の飲食店等を対象に、くらし安心部の職員が営業時間の短縮要請に係る実態調査を実施

○ 12日

- ・本市の累計感染者数が1,000人を超える。

○ 20日

- ・【国】国が緊急事態宣言の発出区域を拡大するとともに、期間を9月12日まで延長

○ 24日~9月5日

- ・【国】東京2020パラリンピックが開催

○ 26日

- ・本市の1日の新規感染者数報告数が29人を記録する。
- ・デルタ株の流行による新規感染者の増加に伴い、8月30日か

ら緊急事態宣言終了までの間における保育所等の登園の自粛協力について、園を通じて保護者へ周知

○27日

- ・ 第40回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(新型コロナウイルス感染症に対する本市の追加措置(公共施設の新規予約の停止など)等について協議)

○8月中

- ・ (上幼稚園以外)2学期始業日の8月30日から9月10日まで、午前11時40分までの午前保育とする。(お弁当及び牛乳給食なし)
- ・ (上幼稚園)8月30日及び31日は、午前11時40分までの午前保育とし、9月1日から、午前保育と黙食励行の給食終了後、午後1時に降園とする。
- ・ 一時預かり事業は、集団での活動時間を短縮し、感染リスクを低減するため、就労以外での利用はできるだけ控えるよう協力依頼
- ・ 緊急事態宣言期間中の園行事は、原則として延期

□9月

○1日

- ・ 緊急事態宣言の延長を受け、本市の公共施設の利用時間等については、現行の対応を継続(9月12日まで)
- ・ 追加措置として、緊急事態宣言期間中を使用日とする本市の公共施設の新規予約を停止(9月12日まで)

○3日～

- ・ 幅広い年齢層に分かりやすく情報を発信するため、市ホームページに「コロナ情報室」を設け、毎週金曜日に最新のコロナ情報を掲載(同様に市公式X(旧ツイッター)、市公式LINEでも情報提供)

○10日

- ・ 第41回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催(9月13日以降の公共施設の利用、濃厚接触者への食料品等の支援拡大等について協議)

○13日

- ・【国】国が緊急事態宣言の発出区域を拡大するとともに、期間を9月30日まで延長
- ・緊急事態宣言の延長を受け、本市の公共施設の利用時間等については、現行の対応を継続（9月30日まで）
- ・緊急事態宣言期間中を使用日とする本市の公共施設の新規予約を停止（9月30日まで）

○24日

- ・9月27日以降の保育所等の利用について、各園の状況により順次通常運営に戻すことを、園を通じて保護者へ周知

○25日、26日

- ・第74回秦野たばこ祭中止
- ・(25日) 代替事業として、「顔晴ろう秦野！メモリアル打ち上げ花火」を実施（市公式ユーチューブ「はだのモーピク」でライブ配信）。新たな取組としてドローンによる空撮を実施

○29日

- ・第42回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（緊急事態宣言解除後の本市の公共施設の利用等について協議）

○30日

- ・【国】国が全ての緊急事態宣言を解除。東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県はリバウンド防止措置期間が開始
- ・緊急事態宣言の解除に伴い、市長から感染症対策へ取組んだ市民に対してお礼に関する動画メッセージを市ホームページに掲載
- ・希望する市民へのワクチン接種を概ね完了

(7) リバウンド防止措置期間等への対応(令和3年10月~12月)

□10月

○1日

- ・【県】緊急事態宣言後の感染者急増を防ぐため、10月24日までを「リバウンド防止措置期間」とし、一定の感染症対策を実施している飲食店に県が認証を行い、認証の有無に応じて、営業時間や酒類の提供を決定

	県の認証を受けた店舗	認証申請中の店舗	その他の店舗
営業時間	21時まで	20時まで	20時まで
酒類の提供	20時まで ※1組4人まで又は同居家族	19時30分まで ※1組4人まで又は同居家族	禁止

- ・ 県のリバウンド防止措置に合わせ、県の認証を受けている公共施設内の飲食店の営業時間を21時までとし、酒類の提供は、利用人数は1グループ4人又は同居家族とする(10月24日まで)。
- ・ リバウンド防止への対応として、20時以降開館している公共施設の利用時間及び本市が主催する行事等を20時までとすることを継続(10月24日まで)
- ・ 図書館で個人が一度に借りることができる数について、図書については10冊まで、視聴覚資料については4点までとする。

○6日

- ・ 自宅療養者に行っている食料品等の支援について、対象を濃厚接触者まで拡大

○18日

- ・ 第13回公共施設・イベント等対策部会を開催(10月25日以降の本市の公共施設の利用等について協議)

○21日

- ・ 第43回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催(10月25日以降の公共施設の利用等について協議)

○22日

- ・感染状況の改善に伴い、市長から新しい生活様式の実践に関する動画メッセージを市ホームページに掲載

○25日

- ・【県】感染状況に改善が見られたため、制限を段階的に緩和するため、「リバウンド防止措置期間」から11月30日までを期間とする「基本的対策徹底期間」※に移行
※営業時間及び酒類の提供の制限を解除等
- ・利用時間を20時までとしていた公共施設の利用時間をそれぞれの施設の規則上の閉館時間までに戻し、マスク飲食、黙食等の感染症対策が講じられた場合は、施設内での飲食を可とする。

□11月

○8日

- ・秦野伊勢原医師会等による「コロナサポート秦野伊勢原」が運用開始

○11日

- ・【国】接触確認アプリ「COCOA」の機能停止を発表

○24日

- ・第14回公共施設・イベント等対策部会を開催
(12月1日以降の本市の公共施設の利用等について協議)

○26日

- ・第44回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催(制限緩和に伴う本市の公共施設の利用等について協議)

□12月

○1日

- ・【国】新型コロナワクチンの特例臨時接種の期間を令和4年9月末まで延長
- ・これまで、本市主催のイベントや市民が公共施設において行うイベントや会議については、施設の定員の半分までとしていたが、感染症対策のためのチェックシートを提出すること

で「大声なし」のイベント等は施設の収容定員まで可とする
運用を開始

○23日

・高齢者施設入所者に対して、3回目のワクチン接種を開始

○24日

・第45回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（新型
感染症の現状及び福祉臨時交付金について報告）

○28日

・年末年始を迎えるにあたり、市長から感染症対策の徹底のお
願いに関するメッセージを市ホームページに掲載

○29日

・国の支給要領に基づき、子育て世帯等臨時特別給付金を支給

(8) オミクロン株による「感染の第6波」(令和4年1月～6月)

● 令和4年(2022年)

□ 1月

○ 14日

- ・【国】濃厚接触者の待機期間を14日から10日に短縮。
社会機能維持者(エッセンシャルワーカー)の場合、PCR検査等で6日目(抗原検査キットは、6、7日目)に陰性を確認することで、10日前でも解除を可能とする。

○ 19日

- ・ 第15回公共施設・イベント等対策部会(書面会議)を開催
(まん延防止等重点措置区域の指定に伴う本市の公共施設の利用等について意見照会)

○ 20日

- ・ 第46回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(まん延防止等重点措置区域の指定に伴う本市の公共施設の利用等について協議)

○ 21日

- ・【県】県内全域がまん延防止重点措置区域※に指定
(2月13日まで)

※主な措置内容

○ 県の認証を受けた飲食店

協力金の額に応じて、①営業時間21時まで(酒類の提供は20時まで)又は②営業時間20時まで(酒類の提供は停止)のどちらかを選択

○ 非認証店

営業時間20時まで(酒類の提供停止)、協力金なし

- ・ 県の認証を受けている、公共施設内の飲食店の営業時間を21時までとし、酒類の提供は1テーブル4人とした上で20時までとする。

- ・ オミクロン株のまん延により、本市がまん延防止等重点措置区域に指定されたことに伴い、市長から感染症対策の徹底の

お願いに関するメッセージを市ホームページに掲載

- ・ 防災行政無線を使い、不要不急の外出の自粛と感染症対策を徹底するよう周知（まん延防止等重点措置の解除までの毎週土曜日9時に実施）、合わせて、秦野駅改札前のデジタルサイネージでも周知

○24日

- ・ まん延防止等重点措置区域の指定に伴い、本市の公共施設の利用時間及び本市が主催する行事等を21時までとし、感染のリスクの高いイベントは開催時期を延期する等の対応をとる。

○28日

- ・ 【国】濃厚接触者の待機期間を7日間に短縮
- ・ 【県】自主療養制度※の運用を開始

※重症化リスクの低い方で抗原検査キットや無料検査により陽性が判明した方が、検査結果をオンラインで提出することで、医療機関の診察を待たずに自ら療養を始めることができる取組

○30日

- ・ 集団接種会場（メタックス体育館はだの（総合体育館））で3回目のワクチン接種を開始

□2月

○1日

- ・ 自宅療養者に行っている食料品等の支援について、対象を自主療養者（セルフテスト）まで拡大
- ・ 保育所等において感染者が出た場合の初動対応や市へ速やかに情報提供していただくための報告方法等について、保育所等へ通知

○7日

- ・ 医療機関での3回目のワクチン個別接種を開始

○10日

- ・ 第16回公共施設・イベント等対策部会（書面会議）を開催（まん延防止等重点措置の期間の延長に伴う本市の対応等について意見照会）

- ・ 第 47 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(まん延防止等重点措置の期間の延長に伴う本市の対応等について協議)

○14 日

- ・ 【県】まん延防止等重点措置期間を 3 月 6 日まで延長
- ・ 1 月 21 日から実施している、公共施設内の飲食店の営業時間等の対応を継続 (3 月 6 日まで)
- ・ 1 月 24 日から実施している、公共施設の利用時間及び本市が主催する行事等の対応を継続 (3 月 6 日まで)
- ・ 「職員用新型コロナウイルス感染症医療用抗原検査キット使用要領」を施行

○18 日

- ・ 【県】「オミクロン株の感染拡大に伴う保育所等における臨時休園等の対応について」通知
- ・ 第 7 回感染症対策部会を開催 (社会機能維持者 (エッセンシャルワーカー) への抗原検査キット配付について協議)

○24 日

- ・ オミクロン株の感染拡大に伴う保育所等における対応やクラス閉鎖等の考え方について、改めて園に通知。

○28 日

- ・ 本市の累計感染者数が 3,000 人を超える。

□ 3 月

○ 4 日

- ・ 書面表決により第 48 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催 (まん延防止等重点措置の期間の再延長に伴う本市の対応等について協議) ※ 3 月 7 日以降も公共施設の利用制限等は継続
- ・ 県と「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書」を変更 (支援対象に自主療養者まで拡大したため覚書の内容を一部変更)

○ 7 日

- ・ 【県】まん延防止等重点措置期間を 3 月 21 日まで延長

- ・ 1月21日から実施している、公共施設内の飲食店の営業時間等の対応を継続（3月21日まで）
- ・ 1月24日から実施している、公共施設の利用時間及び本市が主催する行事等の対応を継続（3月21日まで）
- ・ 県と「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書」を一部変更（自主療養者の事項を追加）

○9日

- ・ 本市の1日の新規感染者報告数が116人を記録する。

○15日

- ・ 本市の累計感染者数が5,000人を超える。

○17日

- ・ 第17回公共施設・イベント等対策部会（書面会議）を開催（まん延防止等重点措置の解除後の本市の公共施設の利用等について意見照会）

○18日

- ・ 第49回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（まん延防止等重点措置の解除後の本市の公共施設の利用等について）

○21日

- ・ 【県】県内全域のまん延防止等重点措置が解除
- ・ 公共施設内の飲食店の営業時間の制限等を解除
- ・ 利用時間を21時までとしていた公共施設の利用時間をそれぞれの施設の規則上の閉館時間までに戻し、マスク飲食、黙食等の感染症対策が講じられた場合は、施設内での飲食を可とする。

○22日

- ・ まん延防止等重点措置区域の解除に伴い、市長から感染症対策に取り組んでいただいた市民に対してお礼に関する動画メッセージを市ホームページに掲載

□ 4 月

○28 日

- ・ 第 50 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（大型連休中における本市の対応等について協議）

○29 日～ 5 月 5 日

- ・ 地域安全課の会計年度職員が戸川公園、ヤビツ峠、うぐいす橋等を青パト車両により巡回
- ・ 弘法山公園や震生湖等の観光地やカルチャーパークなどに感染対策を呼びかける看板を設置

□ 5 月

○23 日

- ・ **【国】** マスク着用の考え方と就学前児童のマスク着用について方針を示す。

○24 日

- ・ 市内WEB会議システムを使い、第 51 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（本市における新型コロナウイルス感染症の現状を報告）

○26 日

- ・ 高齢者施設入所者に対して、4 回目のワクチン接種を開始

□ 6 月

○24 日

- ・ 国の支給要領に基づき、児童扶養手当受給者を対象に子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給

○30 日

- ・ 集団接種会場（メタックス体育館はだの（総合体育館））で 4 回目のワクチン接種を開始

(9) B A . 5 による「感染の第7波～第8波」(令和4年7月～12月)

□ 7 月

○ 1 日

- ・ 医療機関での4回目のワクチン個別接種を開始

○ 12 日

- ・ 第18回公共施設・イベント等対策部会を開催
(「市が主催するイベントの開催可否の運用基準」について協議)

○ 13 日

- ・ 第52回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(「市が主催するイベントの開催の運用基準」について決定)
- ・ 「市が主催するイベントの開催の運用基準」の運用開始

○ 22 日

- ・ 【国】濃厚接触者の待機期間を7日間から5日間へ短縮し、抗原検査で陰性を確認することで、さらに待機期間を2日間短縮することが可能した。

○ 23 日

- ・ 感染の拡大に伴い、土日・祝日(8時30分～17時)も新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ窓口(「新型コロナウイルス感染症専用専用コールセンター」)を開設(9月25日まで)

○ 26 日

- ・ 第53回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(本市における新型コロナウイルス感染症の現状を報告)

○ 28 日

- ・ 感染力の強いオミクロン株の派生型(B A . 5)への注意喚起のポスター及びチラシを公共施設や商工会議所、農協等に掲示
- ・ 国の支給要領に基づき、住民税非課税の子育て世帯等を対象に子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)を支給

○29日

- ・書面表決により第54回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（本市における新型コロナウイルス感染症の現状と県の対応について報告）

○30日

- ・本市の累積感染者数が10,000人を超える。

□8月

○2日

- ・【県】オミクロン株「B A . 5」の感染者急増に伴い、8月31日を期限とする「B A . 5対策強化宣言」※を发出

※主な内容

基本的な感染症対策の再徹底、会食の際は、短時間、少人数でマスク飲食を実践、重症化リスクの低い感染者は「自主療養届出制度」の活用、感染した場合に備え、抗原検査キット及び食料品等の備蓄を推奨

○3日

- ・オミクロン株B A . 5のまん延により、医療機関のひっ迫を防ぐための取組として、市長から「自主療養者届出制度」に関する動画メッセージを市ホームページに掲載

○8日

- ・本市の1日の新規感染者報告数が312人を記録する。

○10日

- ・【県】行政機関における抗原検査キット無料配布事業を実施
同事業の配布会場として、秦野市浄水管理センターを提供（8月21日まで）

○31日

- ・【県】「B A . 5対策強化宣言」を9月30日まで延長

□ 9 月

○ 1 日

- ・ 第 55 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(本市の新型コロナウイルス感染症の現状と県の対応について報告)

○ 2 日

- ・ 2 回目の水道料金の減額措置を決定 (減額期間：令和 4 年 10 月から令和 5 年 3 月検針分の 6 月間、減額内容：水道料金の 50 パーセントを減額)

○ 7 日

- ・ **【国】** 自宅療養している感染者の療養期間を 10 日から 7 日に短縮するとともに、外出自粛期間を緩和

○ 12 日

- ・ 本市の累計感染者数が 15,000 人を超える。

○ 20 日

- ・ **【国】** 新型コロナワクチンの特例臨時接種の期間を令和 5 年 3 月末まで延長

○ 24 日～25 日

- ・ 秦野たばこ祭を 3 年ぶりに本格開催

○ 25 日

- ・ **【県】** 病床利用率に改善が見られたため、9 月 30 日までを期限としていた「B A . 5 対策強化宣言」を前倒しで終了

○ 26 日

- ・ **【国】** 新型コロナウイルス感染症患者の全数届出制度を見直し
- ・ **【県】** 全数届制度の見直しに伴い、自主療養制度窓口を陽性者登録窓口に変更

□ 10 月

○ 1 日

- ・ 集団・個別接種共にオミクロン株対応ワクチンに切替え
- ・ 図書館において非来館型サービスとなる電子図書館の運用を開始

○11日

- ・【県】全国を対象とした観光需要喚起策「全国旅行支援」を開始

○21日

- ・医療機関での5回目のワクチン個別接種を開始

○31日

- ・高齢者施設入所者に対して、5回目のワクチン接種を開始

□11月

○13日

- ・集団接種会場（総合体育館）で5回目のワクチン接種を開始

○25日

- ・第56回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
（本市の新型コロナウイルス感染症の現状と県の対応について報告）

□12月

○2日

- ・プレミアム電子商品券の販売を開始

○12日

- ・【県】「LINEコロナお知らせシステム」の運用を停止

(10)「5類感染症」への移行（令和5年1月～9月）

●令和5年（2023年）

□1月

○27日

- ・【国】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを5月8日から、現在の「2類相当」から「5類」に移行する方針を発表
- ・【国】緊急事態宣言が発出されていない場合は、大声の有無に関わらず、イベント収容施設の人数の上限まで入場を可とする。

○30日

- ・書面表決により第57回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（イベントの制限緩和に伴う本市の対応等を協議）

□2月

○1日

- ・1月27日の国のイベント制限緩和を受け、緊急事態宣言が発出されていない場合は、マスクの着用など基本的な感染症対策をした上で、イベントの収容率を大声の有無に関わらず、施設の上限まで可とする運用を開始

○22日

- ・第19回公共施設・イベント等対策部会（書面会議）を開催（公共施設等におけるマスク着用の考え方について意見照会）

○24日

- ・第8回感染症対策部会を開催（公共施設等におけるマスク着用の考え方について協議）

○2月中

- ・卒園式及び卒業式におけるマスクの取り扱いに関する基本的な考え方を示す。

□ 3 月

○ 8 日

- ・【国】新型コロナワクチンの特例臨時接種の期間を令和 6 年 3 月末まで延長
- ・第 58 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(国のマスクの着用の考え方を個人の判断とする方針を踏まえ、「公共施設等におけるマスク着用のガイドライン」を決定)

○ 13 日

- ・【国】マスクの着用の考え方を個人の判断に委ねる。
- ・「公共施設等におけるマスク着用のガイドライン」の運用を開始

□ 4 月

○ 10 日

- ・県と「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書」の一部変更（覚書の有効期限を 5 月 7 日とする。）

○ 14 日

- ・議場の飛沫感染防止用のパーテーションを撤去することに決定（議会運営委員会決定）

○ 20 日

- ・第 9 回感染症対策部会（書面会議）を開催（職員のマスク着用に関する意識調査及び除菌水配布終了について協議）

○ 21 日

- ・第 20 回公共施設・イベント等対策部会を開催
（5 月 8 日以降の公共施設の対応について協議）

□ 5 月

○ 1 日

- ・第 59 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
（5 月 8 日以降の公共施設の対応及び新型コロナウイルス対策本部の廃止等について協議）

○ 7 日

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止
- ・ 秦野市議会災害等対策会議を解散
- ・ 自宅療養者等支援事業（食料品等の提供等）を終了
- ・ 公民館及び広畑ふれあいプラザでの除菌水無償配布を終了
- ・ 「秦野市等が主催するイベントの開催の運用基準」の廃止
- ・ 「公共施設等におけるマスク着用のガイドライン」の廃止

○ 8 日

- ・ 【国】新型コロナウイルス感染症を5類感染症に移行
- ・ 本庁舎1階及び2階を除き、原則、飛沫感染防止用のパーティションを撤去
- ・ 「職員の新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を廃止し、新たに「職員用感染防止対策ガイドライン」を作成
- ・ 感染症を理由とした職員の特別休暇の廃止
- ・ 「秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例」を改正し、保健衛生手当の特例を廃止
- ・ 高齢者施設入所者に対して「令和5年春開始接種」を開始
- ・ 医療機関での「令和5年春開始接種」個別接種を開始

○ 26 日

- ・ 集団接種会場（メタックス体育館はだの（総合体育館））で「令和5年春開始接種」を開始

□ 9 月

○ 20 日

- ・ 医療機関での「令和5年秋開始接種」を開始

○ 22 日

- ・ 高齢者施設入所者に対して「令和5年秋開始接種」を開始

○ 28 日

- ・ 集団接種会場（メタックス体育館はだの（総合体育館））で令和5年秋開始接種」を開始

○ 30 日

- ・ 問い合わせ件数の減少と問い合わせ内容の大半が外来対応医療機関の紹介のため、本市新型コロナウイルス感染症専用問

い合わせ窓口「新型コロナウイルス専用コールセンター」を廃止、10月以降の問い合わせ窓口をこども健康部健康づくり課とする。

5 主な新型コロナウイルス感染症への対策

秦野市では、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した令和5年5月8日までに、コロナ禍における物価高騰対策事業を含み、34回にも渡る補正予算（詳細は69～71ページ参照）を編成し、ふるさと秦野を支える、「健康と医療を守る取組」、「日々の暮らしを守る取組」、「地域経済を守る取組」の3つの柱を軸に新型コロナウイルス感染症対策を適時・適切に行いました。

■主な取組内容

(1) 健康と医療を守る取組

ア ワクチン接種（担当課：新型感染症ワクチン接種推進課）

(7) 概要

新型コロナウイルス感染症の感染や発症、重症化を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことで、感染症のまん延防止を図ることを目的に、全国的に接種が開始された。

秦野伊勢原医師会、秦野市薬剤師会等の関係機関と連携し、メタックス体育館はだの（総合体育館）等での集団接種及び市内医療機関での個別接種を実施し、希望する方への接種を迅速かつ適切に推進した。

(イ) 事業概要

時期	内容	備考
令和3年1月12日	健康づくり課に感染症対策担当設置	
同年3月14日	市総合体育館において集団接種会場運営訓練（シミュレーション）を実施	
同年4月21日	初回接種（1・2回目）開始	市内高齢者施設から順次
同年6月14日	こども健康部に新型感染症ワクチン接種推進課設置	
同年12月23日	第一期追加接種（3回目）開始	市内高齢者施設から順次
令和4年3月7日	小児初回接種（5～11歳）開始	市集団接種会場にて
同年5月26日	第二期追加接種（4回目）開始	市内高齢者施設から順次
同年10月1日	オミクロン株対応ワクチンによる「令和4年秋開始接種」開始	市集団接種会場及び市内医療機関にて
同年10月31日	オミクロン株対応ワクチンによる追加接種（5回目）開始	市内高齢者施設から順次
同年11月23日	乳幼児初回接種（生後6か月～4歳）開始	市集団接種会場にて
令和5年3月24日	小児用オミクロン株対応ワクチンによる追加接種（小児3回目）開始	市集団接種会場にて
同年5月8日	「令和5年春開始接種」（6回目）開始	市集団接種会場及び市内医療機関にて（医療従事者、65歳以上、基礎疾患のある方のみ）
同年9月20日	「令和5年秋開始接種」（7回目）開始	市集団接種会場及び市内医療機関にて

(ウ) 事業期間

令和3年1月12日～令和6年3月31日（予定）

(エ) 接種者数等

接種実績（令和6年1月14日時点）人口：159,646人

		乳幼児 (6か月～4歳)	小児 (5歳～11歳)	12～64歳	65歳以上	合計
対象者数		4,299	8,562	97,221	49,564	159,646
接種開始時期		R4.11.23～	R4.3.7～	R3.4.20～	R3.4.20～	—
1回目接種 (初回接種)	接種者数 (人)	186	1,900	81,272	46,280	133,923
	接種率 (%)	4.33	22.19	83.60	93.37	83.89
2回目接種 (初回接種)	接種者数 (人)	171	1,853	80,970	46,218	133,396
	接種率 (%)	3.98	21.64	83.28	93.25	83.56
3回目接種	接種者数 (人)	146	968	66,177	45,472	115,750
	接種率 (%)	3.40	11.31	68.07	91.74	72.50
4回目接種	接種者数 (人)	16	330	34,734	43,211	80,221
	接種率 (%)	0.37	3.85	35.73	87.18	50.25
5回目接種	接種者数 (人)	—	75	17,277	40,147	58,577
	接種率 (%)	—	0.88	17.77	81.00	36.69
6回目接種	接種者数 (人)	—	3	7,805	34,666	42,876
	接種率 (%)	—	0.04	8.03	69.94	26.86
7回目接種	接種者数 (人)	—	—	3,781	28,763	32,633
	接種率 (%)	—	—	3.89	58.03	20.44

※合計は、死亡などによりワクチン接種記録システムの仕様上、年齢不明となった者を含む。

(オ) 自己評価等

国の接種方針の決定から接種開始まで極めて短期間であったが、接種体制の構築等を迅速かつ臨機応変に実施し、接種を推進することができた。



イ 除菌水の無償配布（担当課：健康づくり課）

(ア) 事業概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全国的にアルコール消毒液の入手が困難になった状況から感染症予防対策の一環として、除菌水（微酸性次亜塩素酸水）の無償配布を行った。

(イ) 対象者

市民

(ウ) 事業期間及び配布場所

時 期	配 布 場 所
令和2年4月27日から同年5月1日まで	市内の各中学校及びクアーズテック秦野カルチャーホール
同年5月19日から6月13日までの火・木・土曜日	保健福祉センター及びサンライフ鶴巻
同年6月16日から令和5年5月7日まで	市内の各公民館（11か所）及び広畑ふれあいプラザ

(エ) 配布実績

- a 市内各中学校及びクアーズテック秦野カルチャーホール 8,407人
- b 保健福祉センター及びサンライフ鶴巻 4,910人
- c 市内各公民館及び広畑ふれあいプラザ

(a) 令和2年6月16日から令和3年3月31日まで 22,199人

(b) 令和3年4月1日から令和3年3月31日まで 17,276人

※ 令和3年4月1日以降、配布量（リットル）で集計

(オ) 自己評価等

アルコール消毒液の代替として除菌水を配布することで、感染拡大防止に努めることができた。なお、購入した除菌水生成器については、災害時における感染症対策として、避難所等で利用する。



ウ 公共施設における感染症対策（庁内共通物品）

(ア) 事業概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全庁的に施設の入口や窓口等にアルコール消毒液、パーテーション等を設置した。

また、不特定多数の来庁者の多い施設については、来庁者の体調等を把握するため、サーマルカメラを設置する等の対応を行った。

(イ) 対象者

来庁者、職員

(ウ) 感染症対策物品及び設置施設

a アルコール消毒液

全ての庁舎（施設の玄関、窓口に設置）

b パーテーション

窓口等のある職場、議場、会議室

トレーニングルーム等



（アルコール消毒液）

その他、人との距離がとれない職場や施設については、飛沫防止を目的にパーテーションを設置

c サーマルカメラ

不特定多数の来庁者の多い施設で、来庁者等の体調等の把握が困難な施設に設置

【設置施設】

本庁舎、クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）、図書館、メッタクス体育館はだの（総合体育館）、消防本部、N I T T A N パークおおね（おおね公園）管理棟、はだの丹沢クライミングパーク、保健福祉センター、広畑ふれあいプラザ

d 空気清浄機

窓等がない等、換気が困難な施設（部屋）に設置

【設置施設】

東海大学駅前連絡所、公民館、はだの歴史博物館、サンライフ鶴巻クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）、宮永岳彦記念美術館、はだの浮世絵ギャラリー、図書館、こども館、曲松児童センター、表丹沢野外活動センター、教育支援施設いずみ、公立こども園

e 自動水栓施設

不特定多数が利用する施設で定期的な清掃が困難な施設を中心に設置

【設置施設】

サンライフ鶴巻、くずはの広場、田原ふるさと公園、里山ふれあいセンター、観光施設等

f 便座除菌クリーナー

不特定多数の利用する施設で定期的な清掃が困難な施設を中心に設置

【設置施設】

公民館、宮永岳彦美術館、文化会館、ほうらい会館、こども館、中野健康センター、くずはの広場、蓑毛自然観察の森、駅前公衆トイレ、田原ふるさと公園、里山ふれあいセンター、観光施設等

(I) 自己評価等

基本的な感染症対策として有効であるアルコール消毒液や飛沫防止のためのパーテーションを設置し、来庁者及び職員の感染拡大防止の一助とすることができた。

感染症が収束した後、パーテーションやサーマルカメラ等の備品の再利用方法を検討する必要がある。



(窓口のパーテーション)



(サーマルカメラ)

(2) 日々の暮らしを守る取組

ア 自宅療養者等支援事業（担当課：地域安全課、環境資源対策課）

(ア) 概要

新型コロナウイルスに罹患した自宅療養者等のうち、親族等からの支援を受けることができない等の理由がある者に対して、県と連携し、食料品や衛生物品を提供するとともに、必要に応じて可燃ごみの戸別回収を行い、不安の解消に努めた。

更に、令和3年10月からは濃厚接触者に対しても食料品等の提供を行った。

(イ) 対象者

- a 市内在住
- b 新型コロナウイルスに罹患し、発熱・咳等の症状のある自宅療養者
- c (イ)の同居家族（濃厚接触者）
- 自宅療養者
 - ・ 県の配食サービスが始まるまでの日数に応じた食料品の提供（最大3日）
 - ・ 衛生物品（アルコール消毒液、ビニール手袋）の提供
 - ・ 可燃ごみの戸別回収（世帯全員が陽性者の場合）
- 濃厚接触者
 - ・ 自宅待機期間の日数に応じた食料品の提供（最大5日）
 - ・ 衛生物品（アルコール消毒液、ビニール手袋）の提供

(ウ) 事業期間

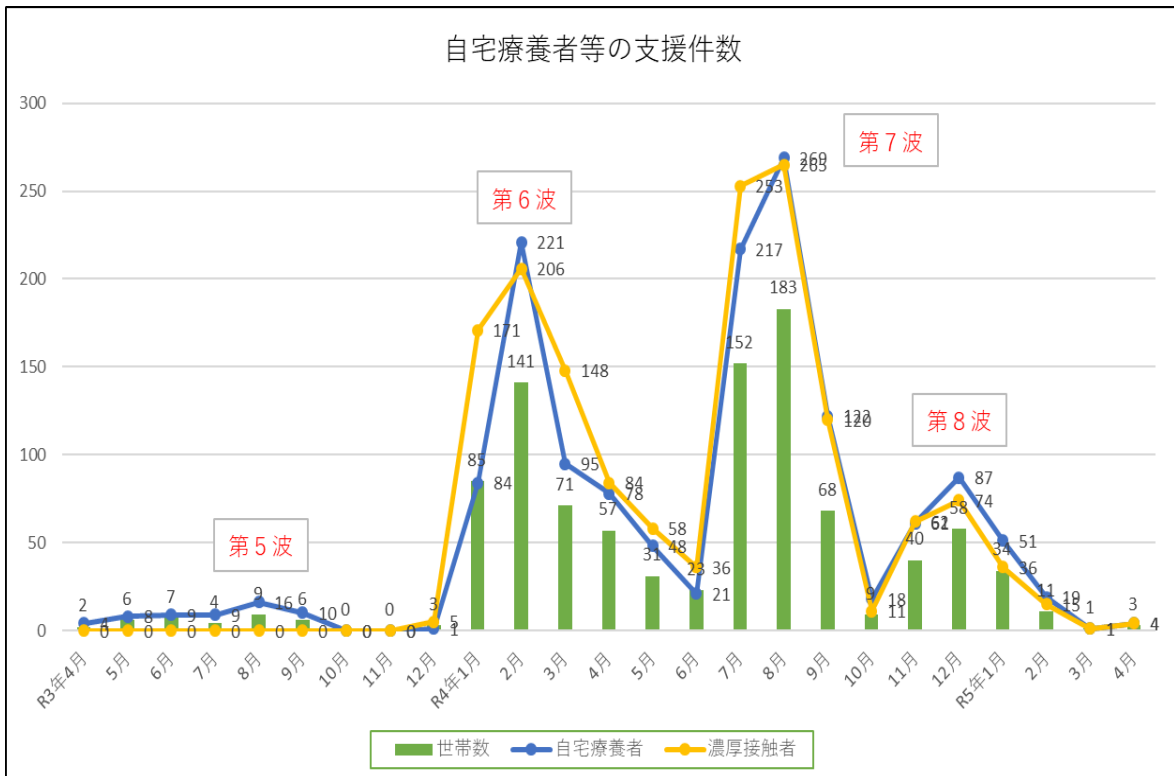
令和3年2月24日～令和5年5月7日

時期	内容
令和3年2月24日	自宅療養者への支援事業を開始
同年6月21日	神奈川県と「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書」を締結 ※県から自宅療養者の氏名、連絡先の提供を受け、県と連携した支援を実施
同年10月6日	支援の対象を濃厚接触者まで拡大
令和4年2月1日	支援の対象を自主療養者（セルフテスト）まで拡大
同年3月7日	神奈川県と「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書」を一部変更 ※自宅療養者に加え、自主療養者（セルフテスト）の氏名、連絡先の提供を受け、県と連携した支援を実施
令和5年4月10日	神奈川県と「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書」を一部変更 ※5/7日で県が自宅療養者に対する食料品等の支援を終了することから、本覚書の有効期限を5/7までとする。

(イ) 利用者（延べ）

1,004 世帯（自宅療養者等：1,453 人、濃厚接触者：1,549 人）

※可燃ごみ戸別回収利用世帯 13 世帯を含む。



(オ) 自己評価等

利用者に行ったアンケートでは、回答者の9割以上の方から、支援内容について、「大変満足」又は「満足」との回答があり、自宅療養者等の不安解消に一定の効果があった。

自宅療養者等の要望に行政としてどこまで対応できるかを検討する必要がある。

また、可燃ごみの収集を行う職員（技能員）については感染のリスクを鑑みて、基礎疾患や年齢、及び本人の意向などを考慮する必要がある。



(3) 地域経済を守る取組

ア 市民応援はだのプレミアム商品券事業（担当課；産業振興課）

- (ア) 名称 顔晴ろう！市民応援はだのプレミアム商品券
- (イ) 発行総額 5億6千万円
- (ウ) 発行数 40,000冊（1冊当たり14,000分の商品券）
- (エ) 構成 1冊：共通券14枚7,000円、専用券14枚7,000円
- (オ) 販売額 1冊当たり10,000円（プレミアム率40%）
- (カ) 券種 共通券（全登録事業者で使用可）
専用券（小規模店でのみ使用可）
- (キ) 販売期間 令和2年11月9日から12月13日まで
- (ク) 利用期間 令和2年11月24日から令和3年2月14日まで
- (ケ) 対象者 市内在住者（応募者多数の場合は抽選）
- (コ) 購入限度 1人につき5冊まで
- (サ) 取扱店 792店舗
- (シ) 購入場所 秦野商工会議所、秦野市役所産業振興課
中栄信用金庫（市内8か所）
- (ス) 自己評価等

アンケートでは、経済対策の実施について、概ね好評であったが、応募者約4万3,000人に対し当選者は約1万500人であったことから、抽選から漏れた方が多いことについての意見や、紙商品券の使用に伴う事業者の集計作業及び換金作業の負担などの改善を求める意見が多かった。

【共通券】



【専用券】



イ 地元お食事・お買物応援事業（担当課；産業振興課）

- (ア) 名称 顔晴ろう！はだの元気プロジェクト！地元応援お食事・お買物クーポン券
第2弾はだの元気プロジェクト！地元応援お食事・お買物クーポン券
- (イ) 内容 登録店舗で5千円以上のお買物・お食事等支払いをされた方に、登録事業者で利用可能な2千円分（1セット）のお食事・お買物クーポン券を発行（40%還元）
- (ウ) 発行総額
a 第1弾 2億1,851万4千円（109,257セット）
b 第2弾 2億3,836万円（119,180セット）
- (エ) クーポン券の額面・内容
1枚500円券（つり銭は出ない）の4枚綴り（2千円分）
- (オ) 対象者 市内在住、在勤、在学の者。
- (カ) 申込回数
第1弾：制限なし、第2弾：1人3回まで
- (キ) 申込期間
a 第1弾 令和3年5月17日から令和3年7月2日まで
b 第2弾 令和3年11月11日から令和3年12月12日まで
- (ク) 利用期間
a 第1弾 令和3年5月17日から令和4年2月15日まで
b 第2弾 令和3年11月11日から令和4年2月15日まで
- (ケ) 登録店舗数 614店舗
- (コ) 自己評価等

アンケートでは、経済対策の実施について、概ね好評であったが、領収書への加盟店スタンプの押印やレシート分割希望の対応など、事業者に新たな作業負担が発生したこと、また、紙クーポンの使用に伴う事業者の集計作業や換金作業などの負担改善を求める意見が多かった。



ウ プレミアム電子商品券（担当課：産業振興課）

- (ア) 名 称 秦野商工会議所プレミアム電子商品券
- (イ) 発行総額 6億3千万円
- (ウ) 発行数 90,000冊（1冊当たり7,000分の商品券）
- (エ) 販売額 1セット当たり5,000円（プレミアム率40%）
- (オ) 販売期間 令和4年11月27日から令和5年2月13日まで
- (カ) 利用期間 令和4年12月2日から令和5年2月28日まで
- (キ) 対象者 市内在住、在勤、在学の者
- (ク) 購入限度 当初は1人につき3セットまで
12月15日から1人につき10セットまでに変更
- (ケ) 取扱店 434店舗
- (コ) 購入引換場所

秦野商工会議所（令和4年11月27日、12月2日から翌年2月13日まで）

産業振興課（令和4年11月27日、12月2日から翌年2月13日まで）

公民館6か所（令和4年12月2日から12月11日まで）

中栄信用金庫（市内8か所）（令和5年1月25日から2月13日まで）

(サ) 自己評価等

アンケートでは、経済対策の実施について、概ね好評であったが、購入場所が制限されていたこと、加盟店舗が以前に比べて少なかったこと、また、スマートフォンを持っていない方が使えないことについて、改善を求める意見が多かった。

なお、店舗の集計作業などが電子化により自動化されたことについて、事業者からは好評を得た。



6 市民への周知啓発等

新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせに一元的に対応できるよう、地域安全課内に「新型コロナウイルス感染症専用コールセンター」を設置するとともに、「広報はだの」や市ホームページをはじめ、様々な媒体を活用し、市民に新型コロナウイルス感染症に関する情報をタイムリーに発信しました。

(1) 新型コロナウイルス感染症専用コールセンターの設置

市民からの多岐に渡る問い合わせに対して一元的に対応するため、地域安全課に「新型コロナウイルス感染症専用コールセンター」を設置した。

なお、緊急事態宣言等の発出時など、感染者が急増した際には、土日及び祝日も開設した。

ア 設置期間

令和2年4月17日～令和5年9月30日

原則、平日 8時30分～17時

時期	内容
令和2年4月17日	コールセンターを設置 公民館長（地域安全課兼務）2人体制で従事
同年4月25日	保健師職の職員を配置し、3人体制で従事
同年6月1日～	公民館長、保健師職による従事体制から会計年度任用職員による従事体制に変更
令和5年9月30日	新型コロナウイルスが5類感染症となり、問い合わせ件数が減少したことからコールセンターを閉鎖 ※新型コロナウイルスの問い合わせ窓口は、健康づくり課に移管

イ 問い合わせ件数 ※延べ件数

10,600件

ウ 主な問い合わせ内容

- (ア) 発熱診療医療機関の紹介
- (イ) 自宅療養者等への食料品等の支援依頼

(2) 感染状況の情報提供

神奈川県が公表する市内等の感染者数等について、感染者の報告が定点把握となるまでの間、ホームページを毎日更新し、市民へタイムリーに周知を図った。その際、グラフにより、感染状況の推移をわかりやすく掲載した。

ア 掲載期間

令和2年1月23日～令和5年5月8日

(3) 「はだのコロナ情報室」

市民に分かりやすくタイムリーに、感染状況をはじめ、罹患した場合の手続方法やワクチン接種等の情報をホームページに掲載した。

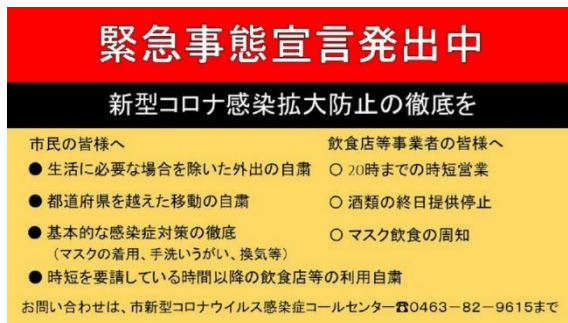
なお、幅広い年代の方に閲覧していただくよう、市公式ラインやX（旧ツイッター）でも情報提供を行った。

ア 掲載期間

令和3年9月3日から令和5年5月2日までの間、原則毎週金曜日に配信（全82回）

(4) 秦野駅改札前のデジタルサイネージによる周知

緊急事態宣言等の期間において、秦野駅改札前にあるデジタルサイネージを活用して感染症対策の徹底と不要不急の外出自粛のお願いなどの周知を行った。



(5) 防災行政無線による周知

緊急事態宣言等の期間（原則土曜日の午前9時）において、防災行政無線を活用して感染症対策の徹底と不要不急の外出自粛を呼びかけた。

(6) 市長メッセージの発出

感染症対策の徹底や不要不急の外出のお願いやそれに対するお礼など、市長がメッセージ（全18回）を発出した。

(7) その他

ア 公共施設等へ啓発ポスターの掲示

（マスクの着用等の感染症対策等）

イ 自治会へ回覧

（感染症対策及びワクチン接種の案内）

ウ 観光地への啓発看板の設置



新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算事業一覧

【健】健康と医療を守る取組、【日】日々の暮らしを守る取組 【地】地域経済を守る取組

議決時期		補正予算額（千円）	主な事業
令和2年度	令和2年第1回臨時会（5月）	16,544,147	○補正予算第1号 補正額：16,544,147千円 【日】特別定額給付金給付事業費 16,220,226千円 【日】子育て世帯臨時特別給付事業費 183,556千円 【地】秦野市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 133,000千円
	令和2年第2回定例会	1,085,731	○補正予算第2号（令和2年5月専決処分） 補正額：278,519千円 【日】水道事業会計補助金 110,000千円 【健】秦野赤十字病院緊急医療体制支援事業費 50,000千円 ○補正予算第4号 補正額：652,983千円 【日】小・中学校ICT環境整備事業費 586,983千円 【地】消費者応援・地域消費喚起事業費 60,000千円 ○補正予算第5号 補正額：154,229千円 【日】ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費 122,227千円
	令和2年第2回臨時会（8月）	671,901	○補正予算第6号 補正額：671,901千円 【地】消費者応援・地域消費喚起事業費 260,000千円 【健】感染症対策事業費 208,715千円 【日】小・中学校保健事務費 76,000千円
	令和2年第3回定例会	221,632	○補正予算第7号 補正額：221,632千円 【日】テレワーク環境整備事業費 83,182千円 【日】放課後児童健全育成推進事業費 77,028千円 【地】公共交通推進事業費 18,754千円
	令和2年第4回定例会	118,561	○補正予算第8号 補正額：5,576千円 【健】職員給与費（新型コロナウイルス感染症対策に係る特殊勤務手当） 5,576千円 ○補正予算第9号 補正額：2,695千円 【健】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 2,695千円 ○補正予算第10号 補正額：110,290千円 【日】ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費 110,290千円
	令和3年第1回定例会	819,186	○補正予算第11号（令和3年1月専決処分） 補正額：65,000千円 【健】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 65,000千円 ○補正予算第12号（令和3年2月専決処分） 補正額：13,102千円 【健】総合体育館維持管理費 2,695千円 【健】社会福祉施設等支援事業費 2,566千円 ○補正予算第13号 補正額：741,084千円 【地】新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金積立金 350,000千円 【地】消費者応援・地域消費喚起事業費 250,000千円 【健】秦野赤十字病院緊急医療体制支援事業費 100,000千円
小計①		19,461,158	

議決時期		補正予算額（千円）	主な事業
令和3年度	令和3年第1回臨時会（4月）	90,377	○補正予算第1号 補正額：90,377千円 【日】子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 90,377千円
	令和3年第2回定例会	258,853	○補正予算第2号 補正額：145,300千円 【日】子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 145,300千円 ○補正予算第3号 補正額：39,200千円 【健】新型コロナウイルスワクチン接種事業費 39,200千円 ○補正予算第4号 補正額：15,924千円 【日】小・中学校教育費 15,924千円 ○補正予算第5号 補正額：58,429千円 【日】生活困窮者自立支援金給付事業費 58,429千円
	令和3年第3回定例会	644,076	○補正予算第6号（令和3年7月専決処分） 補正額：29,130千円 【地】消費者応援・地域消費喚起事業費 29,130千円 ○補正予算第8号 補正額：262,000千円 【地】消費者応援・地域消費喚起事業費 250,000千円 【地】商業活性化事業費 12,000千円 ○補正予算第9号 補正額：352,946千円 【健】新型コロナウイルスワクチン接種事業費 273,458千円 【地】個人事業者等支援給付金 71,700千円
	令和3年第4回定例会	1,226,559	○補正予算第10号 補正額：346,075千円 【健】新型コロナウイルスワクチン接種事業費 342,275千円 【日】小・中学校保健事務費 3,800千円 ○補正予算第11号 補正額：880,484千円 【日】子育て世帯等臨時特別支援事業費 880,484千円
	令和3年第2回臨時会（12月）	3,284,691	○補正予算第12号 補正額：3,284,691千円 【日】福祉臨時特別支援事業費 1,940,069千円 【日】子育て世帯等臨時特別支援事業費 1,302,759千円 【地】消費者応援・地域消費喚起事業費 41,863千円
	令和4年第1回定例会月会義	230,977	○補正予算第13号 補正額：174,387千円 【健】新型コロナウイルスワクチン接種事業費 174,387千円 ○補正予算第14号 補正額：56,590千円 【日】小・中学校保健事務費 33,750千円 【健】休日夜間急患診療所運営費補助金 17,700千円 【健】薬剤師会薬局運営費補助金 4,000千円
	小計②	5,735,533	

議決時期		補正予算額（千円）	主な事業
令和4年度	令和4年第2回定例会月会義	825,914	○補正予算第1号 補正額：825,914千円 【健】新型コロナウイルスワクチン接種事業費 588,808千円 【日】子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 193,311千円 【日】生活困窮者自立支援金給付事業費 28,054千円
	令和4年第3回定例会月会義	2,344,489	○補正予算第2号 補正額：571,872千円 【日】水道事業会計補助金 540,330千円 【日】小・中学校給食調理経費 20,698千円 【日】民間保育所等支援事業費 8,300千円 ○補正予算第3号 補正額：806,014千円 【健】新型コロナウイルスワクチン接種事業費 579,014千円 【地】消費者応援・地域消費喚起事業費 227,000千円 ○補正予算第4号 補正額：966,603千円 【日】福祉臨時特別支援事業費 966,603千円
	令和4年第4回定例会月会義	312,292	○補正予算第5号 補正額：198,883千円 【日】高齢介護施設等支援事業費 56,680千円 【日】畜産物価高騰対策事業費 41,953千円 【日】省エネ家電製品買換え促進事業費 34,292千円 ○補正予算第6号 補正額：11,690千円 【健】休日夜間急患診療所運営費補助金 8,760千円 【健】感染症対策事業費 2,930千円 ○補正予算第7号 補正額：101,719千円 【日】出産・子育て応援交付金事業費 101,719千円
	令和5年第1回定例会月会義	128,319	○補正予算第8号 補正額：28,727千円 【日】メタックス体育館はだの（総合体育館）管理運営費 11,398千円 【日】クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）管理運営費 5,955千円 【日】NITTANパークおおね（おおね公園）管理運営費 4,883千円 ○補正予算第9号 補正額：99,592千円 【健】新型コロナウイルスワクチン接種事業費 99,592千円
小計③		3,611,014	
合計（①+②+③）		28,807,705	
内訳	健康と医療を守る取組【健】	2,792,631	国の経済対策：746,846千円、市の独自策：2,045,785千円
	日々の暮らしを守る取組【日】	24,236,581	国の経済対策：17,749,237千円、市の独自策：6,487,344千円
	地域経済を守る取組【地】	1,778,493	国の経済対策：該当なし、市の独自策：1,778,493千円

※ コロナ禍における物価高騰対策事業を含む。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行した令和5年5月8日以降に補正した事業は除く。

新型コロナウイルス感染症対策事業一覧

区分	事業名	担当課	対象者（施設）	利用人数等	実施年度	事業の概要	評価・課題等
健康と医療	1-1 【再掲】 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業	新型感染症ワクチン接種推進課	市民	延べ接種回数 511,847回 (R5.5.16時点)	R2年度～	新型コロナウイルス感染症の感染、重症化を予防するため、ワクチンの接種を推進した。	国の接種方針の決定から接種開始まで極めて短期間であったが、接種体制の構築等を迅速かつ臨機応変に実施し、接種を推進することができた。
健康と医療	1-2 【再掲】 除菌水の無償配布	健康づくり課	市民	配布量 17,276L	R2年度～	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全国的にアルコール消毒液の入手が困難となったことから、感染症予防対策の一環として除菌水（微酸性次亜塩素酸水）の無償配布を行った。	アルコール消毒液の代替として除菌水を配布することで、感染拡大防止に努めることができた。なお、購入した除菌水生成器については、災害時における感染症対策として、避難所等で利用する。
健康と医療	1-3 【再掲】 公共施設における感染症対策（共通物品）	全庁各課	職員、来庁者	—	R2年度～	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、庁舎の入口付近、窓口及び会議室等に次の物品を設置した。 (全ての庁舎) ・アルコール消毒液 ・パーテーション (本庁舎、図書館、保健福祉センター、弘法の里湯等の一部施設) ・サーマルカメラ (公民館、こども館等の一部施設) ・空気清浄機 (公民館、駅前公衆トイレ等) ・便座除菌クリーナー (観光施設等) ・自動水栓設備	基本的な感染症対策として有効であるアルコール消毒液や飛沫防止のためのパーテーションを設置し、来庁者及び職員の感染拡大防止の一助とすることができた。 感染症が収束した後、パーテーションやサーマルカメラ等の備品の再利用方法を検討する必要がある。
健康と医療	1-4 サージカルマスクの配布	健康づくり課	二次救急医療機関	4 医療機関 (神奈川病院、秦野赤十字病院、八木病院、休日夜間急患診療所)	R元年度	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、マスクの入手が困難な中、医療体制を確保するため、市が備蓄するマスクの配布を行った。	市民の健康を守る医療従事者に優先的にマスクを配布することで、医療体制の確保につながった。
健康と医療	1-5 社会福祉施設等への感染症対策衛生物品の配布（社会福祉施設等支援事業）	地域共生推進課	・社会福祉施設 (67施設) ・福祉有償運送事業者 (5事業者)	67施設	R2年度	社会福祉施設及び福祉有償運送事業者に対して感染症対策のための衛生物品を配布し、より安全にサービス等を継続できるよう支援した。	基本的な感染症対策として衛生物品を配布することで、感染拡大防止に努めることができ、安心、安全にサービス等を継続することができた。 一方、衛生物品を速やかに配布する必要があるが、対象者により必要とされる衛生物品の種類、数量が異なるため、意向等を把握をする必要がある。
健康と医療	1-6 障害サービス等事業者への感染症対策衛生物品の配布（障害福祉施設等支援事業）	障害福祉課	障害サービス等事業所	156事業所	R2年度	障害サービス等事業所に対して、感染症対策のための衛生物品を配布し、より安全にサービス等を継続できるよう支援した。	基本的な感染症対策として衛生物品を配布することで、感染拡大防止に努めることができ、安心、安全にサービス等を継続することができた。 一方、衛生物品を速やかに配布する必要があるが、対象者により必要とされる衛生物品の種類、数量が異なるため、意向等を把握をする必要がある。
健康と医療	1-7 秦野市民生委員児童委員協議会への感染症対策衛生物品の配布（社会福祉施設等支援事業）	地域共生推進課	秦野市民生委員児童委員協議会	実人数 260人	R2年度	民生委員に対して、感染症対策のための衛生物品を配布し、より安全にサービス等を継続できるよう支援した。	基本的な感染症対策として衛生物品を配布することで、感染拡大防止に努めることができ、安心、安全にサービス等を継続することができた。 一方、衛生物品を速やかに配布する必要があるが、対象者により必要とされる衛生物品の種類、数量が異なるため、意向等を把握をする必要がある。
健康と医療	1-8 秦野市社会福祉協議会への感染症対策衛生物品の配布（社会福祉施設等支援事業）	地域共生推進課	秦野市社会福祉協議会	1団体	R2年度	社会福祉協議会に対して、感染症対策のための衛生物品及び備品の配布などを行い、より安全にサービス等を継続できるよう支援した。	基本的な感染症対策として衛生物品を配布することで、感染拡大防止に努めることができ、安心、安全にサービス等を継続することができた。 一方、衛生物品を速やかに配布する必要があるが、対象者により必要とされる衛生物品の種類、数量が異なるため、意向等を把握をする必要がある。

区分		事業名	担当課	対象者（施設）	利用人数等	実施年度	事業の概要	評価・課題等
健康と医療	1-9	高齢者介護施設等への感染症対策衛生物品の配布（社会福祉施設等支援事業）	地域共生推進課 高齢介護課 障害福祉課	高齢者介護施設等	214施設	R2年度	社会福祉施設等、障害者、高齢者及び生活困窮者等にサービスを提供している団体や組織への感染症対策物品の配布や相談場所の環境整備を行うことにより、施設職員や利用者の感染予防の強化を図った。	基本的な感染症対策として衛生物品を配布することで、感染拡大防止に努めることができ、安心、安全にサービス等を継続することができた。 一方、衛生物品を速やかに配布する必要があるが、対象者により必要とされる衛生物品の種類、数量が異なるため、意向等を把握をする必要がある。
健康と医療	1-10	高齢介護施設への感染症対策衛生物品の配布（高齢者介護施設等支援事業）	高齢介護課	高齢者介護施設	220施設	R2年度	高齢者に対し、非接触型体温計を配布し、感染予防の強化を図った。	基本的な感染症対策として衛生物品を配布することで、感染拡大防止に努めることができ、安心、安全にサービス等を継続することができた。 一方、衛生物品を速やかに配布する必要があるが、対象者により必要とされる衛生物品の種類、数量が異なるため、意向等を把握をする必要がある。
健康と医療	1-11	民間保育所等への感染症対策衛生物品の配布	保育こども園課	民間保育所等	30施設	R2年度	民間保育所等に対して感染症対策のための衛生物品を配布し、より安全にサービス等を継続できるよう支援した。	基本的な感染症対策として衛生物品を配布することで、感染拡大防止に努めることができ、安心、安全にサービス等を継続することができた。
健康と医療	1-12	秦野市保育所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金	保育こども園課	民間保育所等	30施設	R2年度	新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、保育所、認定こども園、地域型保育事業者へ感染症の拡大防止対策に対する経費を補助した。 （主な対象経費） ・マスク、消毒液、空気清浄機等の購入 ・消毒作業や清掃に係る人件費 など	新型コロナウイルス感染症対策に対する強い体制を整えることができ、安心、安全に保育所等の運営を継続することができた。
健康と医療	1-13	放課後児童健全育成推進事業費補助金（特例措置分（新型コロナウイルス感染症対策））	こども育成課	児童ホーム及び民間学童	児童ホーム28教室 民間学童7事業所17教室	R2年度	新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、児童ホーム及び民間学童事業者へ感染症の拡大防止対策に対する経費を補助した。 （主な経費） ・マスク、消毒液、空気清浄機等の購入 ・消毒作業や清掃に係る人件費 など	新型コロナウイルス感染症対策に対する強い体制を整えることができ、安心、安全に児童ホーム等の運営を継続することができた。
健康と医療	1-14	秦野市赤十字病院緊急医療体制支援金（令和2年度）	健康づくり課	秦野赤十字病院	—	R2年度	緊急的に発熱外来を設置した、秦野赤十字病院の医療体制を維持するために支援金を交付した。	医療機器の整備等の体制整備により、医療提供体制が強化された。
健康と医療	1-15	秦野市赤十字病院緊急医療体制支援金（令和3年度）	健康づくり課	秦野赤十字病院	—	R3年度	新型コロナウイルス感染症が治癒した患者について、他疾患の治癒や経過観察による入院管理をすることで、安心して通常生活に復帰できるよう行っている独自の取組に対して支援金を交付した。	感染症患者の治療や退院に関する支援の実施など医療提供体制の強化につながった。
健康と医療	1-16	新型コロナウイルス検査体制整備支援金	健康づくり課	秦野赤十字病院	—	R2年度	平塚保健福祉事務所秦野センターが対応している新型コロナウイルス感染症に係る行政検査を休日等に実施できるようにするため、秦野赤十字病院の検査体制の整備に必要な経費等について支援金を交付した。 ※実施日数：6日、検査件数：91件	秦野赤十字病院において、行政検査が実施されない休日等のうち6日で91件の検査が実施され、検査待ちを減らすための体制整備をすることができた。
健康と医療	1-17	秦野市休日夜間急患診療所運営費補助金（令和2年度・令和3年度）	健康づくり課	一般社団法人 秦野伊勢原医師会	—	R2年度～ 3年度	一般社団法人秦野伊勢原医師会が運営する秦野市休日夜間急患診療所について、新型コロナウイルス感染症の影響により、診療にかかる事業収入が減少した。このことから診療所運営に係る経費を支援し、365日の救急医療体制を確保するため補助金を交付した。 ※診療日数：休日72日、平日夜間：293日	運営資金が確保され、年間をとおした一次救急医療体制が維持されたことで、令和2年度は4,678人、令和3年度は5,392人の患者を受け入れた。

区分		事業名	担当課	対象者（施設）	利用人数等	実施年度	事業の概要	評価・課題等
健康と医療	1-18	秦野市休日夜間急患診療所運営費補助金 （令和4年度：発熱外来体制強化事業分）	健康づくり課	一般社団法人 秦野伊勢原医師会	—	R4年度	新型コロナウイルス感染症の急拡大により、受診者や電話の問合せ件数が増加し、診療時間を超過して対応する日が続いたことで、発熱外来の体制強化が必要となったことから、その体制整備に対して補助金を交付した。	医療スタッフ等の増員や電話機器の増設などにより、発熱外来の診療体制が強化され、休日夜間急患診療所で、8,616人の患者を受け入れた。
健康と医療	1-19	秦野市歯科休日急患診療所運営費補助金	健康づくり課	一般社団法人 秦野伊勢原歯科医師会	—	R2年度	一般社団法人秦野伊勢原歯科医師会が運営する秦野市歯科休日急患診療所について、新型コロナウイルス感染症の影響により、診療にかかる事業収入が減少したことから、診療所運営に係る経費を支援するため補助金を交付した。 ※診療日数：休日72日	運営資金が確保され、年間をとおした一次救急医療体制が維持されたことで、300人の患者を受け入れた。
健康と医療	1-20	秦野市薬剤師会薬局運営費補助金 （令和2年度・令和3年度）	健康づくり課	特定非営利活動法人 秦野市薬剤師会	—	R2年度～ 3年度	特定非営利活動法人秦野市薬剤師会が運営する秦野市薬剤師会薬局について、新型コロナウイルス感染症の影響により、調剤にかかる保険収入が減少した。このことから、薬局運営に係る経費を支援し、休日夜間急患診療所の診療時間に合わせて調剤できるよう補助金を交付した。 ※開設日数：休日72日、平日夜間：293日	運営資金が確保され、年間をとおした一次救急医療体制が維持されたことで、令和2年度は3,374件、令和3年度は4,081件の処方箋を取り扱った。
健康と医療	1-21	地域外来検査センター設置運営支援金	健康づくり課	一般社団法人 秦野伊勢原医師会	—	R2年度	新型コロナウイルス感染症に係る検査の集約化・効率化による体制強化を目的に、一般社団法人秦野伊勢原医師会が設置・運営するPCR集合検査場に必要経費等に対して支援金を交付した。 ※実施日数：59日、検査件数：239件	検査場の整備により、59日で239件の検査が実施され、地域医療体制の強化を図ることができた。
健康と医療	1-22	高齢者インフルエンザ予防接種費用助成事業	健康づくり課	65歳以上の高齢者等	29,261人 （被接種者数）	R2年度	新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を避けるために、接種率の向上を図ることから、高齢者インフルエンザ予防接種費用の全額助成を実施した。	予防接種費用の全額助成の結果、接種率が過去最高の60.1%となり、季節性インフルエンザの流行を抑えることにつながった。ただし、接種希望者の増加によりワクチン不足が生じる医療機関の把握方法など、行政としてどこまで対応すべきか検討が必要である。
健康と医療	1-23	秦野市看護師等保健事業給付金	健康づくり課	市内医療機関	市内医療機関：3件 支給対象職員：12人	R2年度	神奈川県医療体制「神奈川モデル」において認定または指定等を受け、発熱やせき等の症状のある患者を診療する医療機関が看護師等の確保をしやすくなるよう給付金を支給した。	12人の職員に給付金が支給されるなど人員が確保され、医療提供体制が強化された。
健康と医療	1-24	コロナサポート秦野伊勢原運営支援金 （令和3年度・令和4年度）	健康づくり課	一般社団法人 秦野伊勢原医師会	—	R3年度～ 4年度	神奈川県医療体制「神奈川モデル」において、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者のうち、悪化のリスク及びその疑いがある人に対する療養サポートができるよう、「コロナサポート秦野伊勢原」の運営の支援を行った。 ※運営日数：293日	県の補助と合わせ、自宅療養者に対する切れ目ない医療提供体制が確保された。
健康と医療	1-25	抗原検査キット無料配布事業	県健康医療局医療危機対策本部室 健康づくり課 上下水道局	・2～39歳及び基礎疾患がない40～64歳で発熱等の症状のある方 ・濃厚接触の疑いがある県民	—	R4年度	新型コロナウイルス感染症の感染者数の急増による外来医療のひっ迫に対応するため、発熱等の症状があるなどの条件を満たす県民に対して、県が抗原検査キットの無料配布を実施した。行政機関における配布場所は県内10か所あり、そのうちの1つとして、本市では浄水管理センター敷地内通路を提供した。 ※実施日数：11日間、配布数：5,432キット	事業の実施時期が感染拡大期であったため、外来医療のひっ迫の回避に寄与した。また、抗原検査キットの普及・定着へ貢献があったと考えられる。
健康と医療	1-26	避難所環境整備事業（感染症対策物品整備）	防災課	想定避難者等	11,660人	R2年度	臨時交付金を活用し、可搬型蓄電池、冷風機、サーキュレーター等を広域避難場所である23か所に整備を行い、避難所の機能向上を図った。	整備した資機材にて避難スペース内の換気が効率的に実施可能となった。整備した資機材については、耐用年数に応じた計画的な更新が必要である。

区分		事業名	担当課	対象者（施設）	利用人数等	実施年度	事業の概要	評価・課題等
健康と医療	1-27	小・中学校保健事務費	学校教育課	市内小・中学校に在籍する児童・生徒	—	R2年度～	学校保健特別対策事業費補助金を活用し、感染症まん延防止に必要となる物品の購入及び施設整備等を行った。	令和2～5年度の4年間において、感染症対策に必要な施設整備（網戸設置、HEPAフィルター付き空気清浄機の購入等）を行うことができたが、国の補助制度の廃止により、手指消毒剤や泡ハンドソープ等の購入など基本的な感染症対策を継続するための予算措置が必要となる。
健康と医療	1-28	小学校給食設備等維持管理費（自動手洗い設備等の導入）	学校教育課	給食調理員	120人	R2年度	給食調理に従事する職員の感染症防止対策を強化するため、小学校給食調理室の手洗い場の水道を全自動式に改修した。	ハンドルに触れることなく手洗いができることで、感染リスクを軽減することができた。
健康と医療	1-29	給食調理室への備品等の整備（スポットクーラー・冷却ベスト）	学校教育課	給食調理員	120人	R2年度	衛生管理基準から調理中に窓を開け換気をすることができないため、スポットクーラーや冷却ベストを導入し熱中症防止対策を強化するとともに、職場環境を整えることで体調管理を徹底し感染防止対策を図った。	暑さ対策を講じることで一定の体調管理が図れたが、十分ではないため、引き続き環境整備を行う必要がある。
健康と医療	1-30	感染防止等対策事業及び救急活動事業	消防管理課	消防職員	—	R2年度	万が一、消防職員が感染した場合の継続的な業務遂行するため、「新型インフルエンザ等感染症対策に係る秦野市消防本部業務継続計画」を策定し、その計画に基づき感染防止衣、N95マスク、ニトリルグローブ等の感染防護具を整備した。また、救急隊員が夏季等に徹底した感染防止対策を講じて活動するために、冷却ベストを配備した。	新型コロナウイルス感染症の流行時には、原材料の枯渇により購入できない救急資器材があったが、納入事業者と調整を図り対応することができた。救急業務が停滞することがないように、「新型インフルエンザ等感染症対策に係る秦野市消防本部業務継続計画」に基づき、あらかじめ救急資器材等を備蓄する必要がある。
健康と医療	1-31	感染防止等対策事業	消防管理課	消防職員	—	R2年度	救急活動における飛沫感染対策として、全救急隊へ自動式心マッサージ器を配備した。	救急隊員の感染防止対策として、心肺蘇生実施時に対応する救急隊員を最小限にするため自動式心マッサージ器を配備し、救急隊員の感染リスクを回避することができた。絶え間ない有効な胸骨圧迫による救命効果の向上や救急隊員の身体的負担の軽減等について検討を行っていく必要がある。
健康と医療	1-32	消防施設維持補修事業（感染防止対策用洗濯乾燥機の導入）	消防総務課	—	1台/各署	R3年度	感染防止衣など、被服からの感染予防のため、総務省消防庁のマニュアルに沿った感染防止対策用洗濯乾燥機を全署に設置した。	特殊生地により製造された防火衣の洗濯が可能となり、その機能を劣化することなく、感染リスクの高い血液、有害物質及び化学薬品等の汚れが除去できるようになった。また、同時に除菌作用も得られることから、感染予防対策に加え、職員の衛生管理及び適切な出勤態勢を維持することができた。今後は、故障による修繕や消耗品購入などの維持管理が必要となる。
健康と医療	1-33	消防庁舎維持管理事業（感染対策強化を目的とした庁舎設備の自動化）	消防総務課	—	全署	R3年度	消防・救急業務に従事する職員の感染症対策強化のため、消防庁舎各種設備の自動化を行った。（トイレ洗浄、洗面所等の水栓、照明等）	各設備の自動化により、利用する来庁者及び消防職員間による、スイッチや蛇口を介した接触感染のリスク低減が図れ、感染拡大の防止につながり、感染流行期にも業務を継続することができた。
健康と医療	1-34	鶴巻温泉弘法の里湯管理運営費（感染予防の強化）	観光振興課	鶴巻温泉弘法の里	—	R3年度	入館時の密集緩和のためシューズロッカー及び受付カウンターを改修した。	シューズロッカーの配置及び大きさを変更することで、密集する状況を避けることができた。また、受付カウンターを改修し、利用者の導線を改修することができた。

区分		事業名	担当課	対象者（施設）	利用人数等	実施年度	事業の概要	評価・課題等
健康と医療	1-35	幼稚園施設維持管理費 （公立幼稚園水道ハンドル交換）	教育総務課	園児、職員	公立幼稚園5園（本町、南、東、北、西）	R3年度	新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底するため、公立幼稚園の水道ハンドルをレバー式に交換した。	多くの園児や職員が触れる水道ハンドルについて、レバー式に変更することで、手の甲や腕を使って水を出すことが可能になり、手のひらから口や目を經由した感染リスクを軽減することができた。
健康と医療	1-36	新型コロナウイルスワクチン集団接種移動困難者支援シャトルバス運行	新型コロナウイルスワクチン接種推進課 高齢介護課	高齢者等	延べ 43,316人	R3年度	新型コロナウイルスワクチン集団接種を実施するにあたり、公共交通による移動手段がない、又は運行時間が限定されているなど、高齢者の会場までの移動手段を確保するとともに、移動の負担を軽減し、接種率の向上を図ることを目的に実施した。	高齢者等の移動手段の確保及び移動負担の軽減に効果があったが、更に他の移動手段確保の方法を検討する必要がある。
健康と医療	1-37	オンラインによる妊産婦等への保健指導	こども家庭支援課	オンラインによる保健指導を希望する妊産婦等	延べ 3件	R2年度～	新型コロナウイルス感染症への懸念等から、窓口への来所をためらう乳幼児家庭を対象に、保健福祉センター内の相談室でオンライン会議アプリを使用して個別相談を実施した。	対面・電話以外の手段として、オンラインによる保健指導を希望する妊産婦等が、利用しやすい環境を提供することができた。
健康と医療	1-38	濃厚接触者への支援（生活・健康電話相談窓口）	地域安全課 高齢介護課 障害福祉課 こども家庭支援課 健康づくり課	濃厚接触者	延べ 2件	R3年度～	新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者からの生活や健康に関する電話相談に保健師が対応する窓口を開設し、市民の不安解消に努めた。	濃厚接触者の不安の軽減に努めることができた。本市の市民相談窓口である「新型コロナウイルス感染症専用コールセンター」職員が相談内容を聞き取り、専門性を有する健康相談のみ保健師につないだため、相談件数が少なかった。
健康と医療	1-39	窓口混雑状況のリアルタイム配信	戸籍住民課	戸籍住民課窓口利用者	—	R4年度～	ホームページでの手続きごとの待ち人数のリアルタイム配信及び番号札発券後のメール呼出し機能を備えた番号札発券機の導入により、来庁者及びロビー待ち人数の分散化による混雑緩和を図った。	新たなサービスの開始に伴い、メニュー項目や呼出し方法などの運用面について、随時見直しが必要となるが、感染症対策にとどまらず利便性の高いサービスであることから、運用を継続していく。

新型コロナウイルス感染症対策事業一覧

区分	事業名	担当課	対象者（施設）	利用人数等	実施年度	事業の概要	評価・課題等
日々の暮らし	2-1 【再掲】 自宅療養者等支援事業（食料品等の提供及び可燃ごみの戸別回収）	地域安全課 環境資源対策課	市内在住の自宅療養者等、濃厚接触者	1,004世帯 自宅療養者等 1,453人 濃厚接触者 1,549人 ※可燃ごみの戸別回収利用世帯13世帯を含む	R2年度～	自宅療養者等や濃厚接触者のうち、親族等から支援を受けることができない等の理由のある方に、県と連携して食料品や衛生物品を提供し、不安の解消を図った。 また、必要に応じて可燃ごみの戸別回収を行った。	利用者に行ったアンケートでは、回答者の9割以上の方から、支援内容について、「大変満足」又は「満足」との回答があり、自宅療養者等の不安解消に一定の効果があった。 自宅療養者等の要望に行政として、どこまで対応できるか、検討する必要がある。 また、可燃ごみの収集を行う職員（技能員）については感染のリスクを鑑みて、基礎疾患や年齢、及び本人の意向などを考慮する必要がある。
日々の暮らし	2-2 新型コロナウイルス感染症に係る事務手続の変更	担当課 行政経営課	市民	—	R元年度～	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部の事務手続について郵送や電子申請でも可能とするともに、申請期間を延長した。	対面手続による感染リスクを低減したことに加え、移動にかかる時間や費用を削減することにより、市民サービスの向上、業務の効率化、歳出の削減などの効果を得ることができた。
日々の暮らし	2-3 傷病手当金の支給（国民健康保険）	国保年金課	新型コロナウイルス感染症に感染等した被用者である被保険者	79人	R元年度～	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者である被保険者について、基準を満たした申請者に対して休業中の給与のうち一部を傷病手当金として支給した。	対象者の経済的負担の軽減に寄与することができた。
日々の暮らし	2-4 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例	債権回収課	本市に納税義務を負う者	114人	R元年度～	新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方について、一定の要件に該当する場合、担保の提供を要さず、また延滞税もかからずに1年間、地方税の納付猶予を実施した。	特例猶予について、ホームページ等に掲載するだけでなく、窓口や電話相談で滞納者の生活状況を聞き取る中で、猶予に該当する方へ積極的に案内した。 特例猶予に該当すれば、延滞金が免除になる等、滞納者に対し、通常の猶予より効果が高いため、分割納付による完納に向けて、自主納付の意欲も向上したものと思われる。
日々の暮らし	2-5 国民年金保険料の減免	国保年金課	事業の概要に記載の要件を満たす国民健康保険被保険者	—	R2年度～	新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる方について、申請に基づき国民年金保険料の免除・納付猶予を実施した。 ※令和4年度分までが対象	対象者の経済的負担の軽減に寄与することができた。
日々の暮らし	2-6 国民健康保険保険税の減免	国保年金課	事業の概要に記載の要件を満たす国民健康保険被保険者	123人	R2年度～	次のいずれかの要件に該当する被保険者（主たる生計維持者）の国民保護保険税の減免を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症の罹患により死亡又は重篤な症状を負った場合 ・新型コロナウイルス感染症に伴い、収入減が見込まれる場合 ※対象は、令和4年度分まで	対象者の経済的負担の軽減に寄与することができた。
日々の暮らし	2-7 後期高齢者医療保険料の減免	国保年金課	事業の概要に記載の要件を満たす後期高齢者医療保険被保険者	18人	R2年度～	次のいずれかの要件に該当する被保険者（主たる生計維持者）の後期高齢者医療保険料の減免を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症の罹患により死亡又は重篤な症状を負った場合 ・新型コロナウイルス感染症に伴い、収入減が見込まれる場合 ※対象は、令和4年度分まで	対象者の経済的負担の軽減に寄与することができた。

区分		事業名	担当課	対象者（施設）	利用人数等	実施年度	事業の概要	評価・課題等
日々の暮らし	2-8	新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別補助事業	こども育成課	児童ホーム及び民間学童事業者	児童ホーム28教室 民間学童6事業所16教室	R元年度 R2年度	小学校が臨時休業となったことに伴い、児童ホーム及び民間学童施設において長期休暇と同様に朝から開所することになったため、運営にかかる増額となった経費を補助した。	感染リスクが高い職種であることを踏まえ、業務継続計画や日頃の感染予防対策、関係機関や関係団体との情報共有、連携強化が、円滑な児童ホーム運営につながった。 本事業は保護者の就労支援を目的としていることから、感染予防に留意しながら、開室することとなり、従事する放課後児童支援員の勤務時間が、大幅に増加したため、マンパワーの確保に課題が残った。
日々の暮らし	2-9	緊急雇用対策	人事課	①雇止めや内定取消を受けた市民 ②経済的に困難な状況にある学生	①7人 ②13人	R2年度	①新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、雇止めや内定取消を受けた市民を対象に、緊急的な雇用対策として市の会計年度任用職員として任用 ②新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化により、アルバイト収入を失うなど、経済的に困難な状況にある学生を市の会計年度任用職員として任用	対象者となる方のニーズと市が求める職務や能力とのギャップや職員の負担感（仕事を生み出す、指導など）から考慮すると市民への効果がどこまであるのか検証することが難しい
日々の暮らし	2-10	水道料金の減額	経営総務課	市民及び市内事業者	78,288戸	R2年度・ 4年度	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済的対策の一助として、水道料金の減額を実施した。 【令和2年度】 ・減額内容 基本料金の全額に超過料金の10%を上乗せした額を減額 ・減額期間 令和2年6～9月検針分（4か月） ・その他 減額措置に係る財源は、水道事業会計と一般会計で折半 【令和4年度】 ・減額内容 水道料金の50%を減額 ・減額期間 令和4年10～3月検針分（6か月） ・その他 減額措置に係る財源は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用	市民生活等において経済的負担の軽減が図られ、一定の効果があつたものと考えられる。
日々の暮らし	2-11	「はだのアート復活プロジェクト」第1弾	文化振興課	市内で活動する文化芸術関係者	16件	R2年度	新型コロナウイルス感染症の影響により文化芸術活動の発表の場を失った者に対して、クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）小ホールを無料提供し、公開用の動画撮影を行うとともに市公式YouTubeに掲載し、活動のPR支援を行った。	利用した文化芸術関係者からの評判は非常に良く、文化芸術活動再開のきっかけとしてもらうことができた。 当時は市直営だったため問題なかったが、現在は指定管理者による運営となっているため、同様の内容で実施できるか調整が必要である。
日々の暮らし	2-12	「はだのアート復活プロジェクト」第2弾 はだのアート復活事業助成金	文化振興課	市内で活動する文化芸術関係者	R2：3件 R3：8件 R4：3件	R2年度～	新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止・延期した者に対して、その代替として実施する事業の会場使用料及び感染対策物品購入費に対して助成を行った（上限額：5万円）。	金銭的負担の軽減により、文化芸術イベント再開の一助となった。 想定より申請件数が少なかったことから、各公共施設利用者への施設窓口における案内等の連携を検討すべきだった。 また、代替事業実施に当たっては再度の周知のためチラシ等の印刷・郵送等が発生するが、印刷経費や郵送料は対象としていなかったため、対象経費とするか検討する必要がある。
日々の暮らし	2-13	放課後等デイサービスの利用者負担の補助 （障害者総合支援事業費補助金）	障害福祉課	市内放課後等デイサービス利用世帯	延べ 1,394人	R2年度	新型コロナウイルス感染症の影響により、特別支援学校等の臨時休業に伴い、保護者の就労等のため、自宅等で一人で過ごすことができない児童がいる世帯に対して、放課後等デイサービスの利用者負担を補助することにより、適切にサービス利用が図られるよう支援した。	放課後等デイサービス利用における負担額軽減などにより、障害児の日中の居場所を確保し、保護者の就労等の支援を図ることができた。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大した初期の状況下でのサービス利用のため、児童への罹患等への懸念が大きかったことから、別途、感染症対策の取組みの検討が必要であった。

区分		事業名	担当課	対象者（施設）	利用人数等	実施年度	事業の概要	評価・課題等
日々の暮らし	2-14	特別定額給付金給付事業	地域共生推進課	事業対象世帯数及び人数 73,675世帯 (161,039人)	申請者数 全体 73,257世帯 (160,521人) 内訳 オンライン 2,379世帯 (5,570人) 郵送 70,878世帯 (154,951人)	R2年度	1 実施期間 オンライン申請期間 令和2年5月11日～8月19日 郵送申請期間 令和2年5月20日～8月19日(消印有効) 支給期間 令和2年5月22日～9月23日 2 給付率 (7) 世帯別給付率 99.4% (イ) 人数別給付率 99.7%	国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、国庫補助事業により市民一人当たり10万円を給付したもので、各家庭へ迅速かつ的確に給付することができた。
日々の暮らし	2-15	生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者自立支援金給付事業	生活援護課	緊急小口資金等（総合支援資金）の特例貸付を利用できない世帯	154件	R3年度	新型コロナウイルス感染症の長期化を受け、緊急小口資金等（総合支援資金）の特例貸付を利用できない世帯の自立支援につなげるため、一定の要件を満たす生活困窮世帯に対し、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給した。	生活困窮者自立支援金について、速やかに支給することができた。また、必要に応じ生活保護や自立支援の相談窓口につなげることができた。
日々の暮らし	2-16	福祉臨時特別支援事業	生活援護課	令和3年度及び4年度非課税世帯等	32,940件	R3年度～	国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、住民税非課税世帯等に対し、臨時特別給付金を支給した。また、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯等に対し、価格高騰緊急支援給付金を支給した。	臨時特別給付金及び価格高騰緊急支援給付金について、速やかに支給することができた。また、必要に応じ生活保護や自立支援の相談窓口につなげることができた。
日々の暮らし	2-17	子育て世帯臨時特別給付金給付事業	子育て総務課	児童手当（本則給付）受給者	10,840件 18,323人	R2年度	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として、国の支給要領に基づき、児童手当受給者に対し、臨時特別給付金（対象児童1人当たり1万円）を支給し、経済的負担の軽減を図った。	子育て世帯の経済的負担の軽減に一定の効果はあった。
日々の暮らし	2-18	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業	子育て総務課	児童扶養手当受給者等	3,077件	R2年度	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援する取組として、国の支給要領に基づき、児童扶養手当を受給する世帯等に対し、臨時特別給付金（基本給付として1世帯5万円、第2子以降1人当たり3万円、追加給付として1世帯5万円）を支給し、経済的負担の軽減を図った。	ひとり親世帯の経済的負担の軽減に一定の効果はあった。
日々の暮らし	2-19	ひとり親家庭への食品（アルファ化米）の配布	子育て総務課	児童扶養手当受給者等	946人	R2年度	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援する取組として、毎年8月に実施する児童扶養手当の現況届の際にアルファ化米を配布した。	防災訓練の中止に伴い余剰が発生したアルファ化米を配布することで、ひとり親世帯の支援であると同時にフードロス対策にもつながった。
日々の暮らし	2-20	小学校休校期間中の就学援助認定世帯への給食費の援助	学校教育課	就学援助認定世帯	773世帯	R2年度	就学援助認定世帯（4月認定世帯）に対して、休校期間中の昼食費の負担を考慮し、給食費相当額を支給した。	就学援助の認定は、前年度の世帯収入等により判断されるため、R2.3月からの休校により、一人で留守番ができない低学年児童や支援級在籍児童を養育する共働き世帯において、子の世話のために仕事が出来ず収入が減少することに対して、どのように配慮するか検討が必要である。
日々の暮らし	2-21	修学旅行キャンセル料の補助	学校教育課	市内小・中学校に在籍する対象学年（小学校6年生、中学校3年生）の児童・生徒	【R2】 小学校1,450人 中学校1,319人 【R3】 小学校1,312人 中学校1,344人	R2年度～	新型コロナウイルス感染症の流行下における修学旅行のキャンセルや変更等に要した経費について、公費により負担した。	令和2年度に2,862千円（小学校1,265千円、中学校1,597千円）、令和3年度に9,185千円（小学校1,295千円、中学校7,890千円）を補助し、対象学年を養育する世帯の負担を軽減することができた。

区分		事業名	担当課	対象者（施設）	利用人数等	実施年度	事業の概要	評価・課題等
日々の暮らし	2-22	小・中学校のICT環境整備事業費	学校教育課	秦野市立小中学校に在籍する児童生徒及び教職員	小学校 8,347人 (内、教職員 350人) 中学校 4,148人 (内、教職員 226人)	R2年度～	国の「GIGAスクール構想」を踏まえ、児童生徒一人1台の学習用端末を整備するとともに、導入作業を円滑に進めるためのGIGAスクールサポーターを配置し、学校教育の情報化を推進した。	学習用端末を活用したオンライン学習の実施により、臨時休校時等においても学びの保障に繋げることができた。
日々の暮らし	2-23	一時預かり事業 (休校延長時の学校での児童の預かり)	教育指導課	家庭の事情により自宅で過ごすことが困難な低学年児童及び児童ホーム利用者	387人	R2年度～	自宅にて一人で過ごすことが難しい1、2年生及び4年生までの児童ホーム利用者（民間公立問わず）を対象として、保護者が医療従事者等で家庭での保育が困難な場合に、児童ホームが開室するまでの時間（8：30～14：00）に学校が児童を一時預かりした。	利用児童の線引きが難しく、3、4年生をどうするかが課題となった。また、一時預かりなので授業はせず個々の自習形式とするとともに、学校再開の準備と並行して行う必要があった。緊急的な措置としては、学校として保護者・子どもの安全安心の一端に寄与することができた。
日々の暮らし	2-24	住民異動届等作成支援システムの導入	戸籍住民課	住所異動届出者等	1,145件	R3年度～	事前にインターネット上で必要事項を入力することで作成される二次元コードを窓口の専用リーダーにかざすことで、入力した内容が印字された届書が出力されるシステムの導入により「書かない・待たない・触らない」窓口環境を整備した。 ※利用件数はR5.3末までの累計	R5.2からは、より利便性の高いオンライン申請である「引越しワンストップサービス」を開始したことから利用件数が減少したが、共用物への接触機会や優先呼出しによる庁舎滞在時間の削減につなげることができた。
日々の暮らし	2-25	子育て世帯等臨時特別支援事業	子育て総務課	(1)児童手当（本則給付）受給者等、 (2)離婚等により給付金を受け取っていない方（支援給付金）	(1)12,294件 21,032人 (2)28件 52人	R3年度～	国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、国の支給要領に基づき、0歳から18歳までの子どもを養育している世帯に対して、臨時特別給付金（児童1人当たり10万円）を支給し、子育て世帯の経済的負担を軽減した。	子育て世帯の経済的負担の軽減に一定の効果はあった。
日々の暮らし	2-26	子育て世帯生活支援特別給付金事業 (1)（ひとり親世帯分） (2)（ひとり親世帯以外分）	子育て総務課	(1)児童扶養手当受給者等 (2)住民税非課税の子育て世帯等	(1)1,132件 1,770人 (2)830件 1,498人	R3年度	国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、国の支給要領に基づき、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯や住民税非課税の子育て世帯等に対して特別給付金（児童1人当たり5万円）を支給し、子育て世帯の経済的負担を軽減した。	子育て世帯、ひとり親世帯の経済的負担の軽減に一定の効果はあった。
日々の暮らし	2-27	テレワーク環境及びWEB会議環境整備	デジタル推進課	職員	全職員	R2年度	新型コロナウイルス感染症により社会全体のデジタル化が加速する中で、職員がテレワークやWEB会議を行う事ができる環境を整備し、各課にモバイルパソコン配置したほか、共用のWEB会議用タブレット端末を導入した。	新型コロナウイルス感染症収束後においても、テレワークやWEB会議はその利便性等から、社会全体で日常化したと考えられる。今後、機器の耐用年数を迎えるにあたり、環境の維持について検討する必要がある。
日々の暮らし	2-28	電子図書館運営事業	図書館	市内自宅療養者及び外出自粛者等	登録者 約22,000人	R4年度	新型コロナウイルス感染症患者やその家族等、また、外出自粛者が在宅しながらも読書に親しめるよう、電子図書館（電子書籍(コンテンツ)）サービスの提供を開始した。	新型コロナウイルス感染症に罹患し、外出自粛者にも書籍に親しめる機会を提供することができた。書籍(コンテンツ)の充実、電子図書館の運用開始や利用方法のさらなる周知が必要である。
日々の暮らし	2-29	子育て世帯生活支援特別給付金事業 (1)（ひとり親世帯分） (2)（ひとり親世帯以外分）	子育て総務課	(1)児童扶養手当受給者等 (2)住民税非課税の子育て世帯等	(1)1,042件 1,618人 (2)863件 1,550人	R4年度	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援する取組として、国の支給要領に基づき、児童扶養手当を受給するひとり親世帯や、住民税非課税の子育て世帯等に対し、特別給付金（児童1人当たり5万円）を支給した。	子育て世帯、ひとり親世帯の経済的負担の軽減に一定の効果はあった。

新型コロナウイルス感染症対策事業一覧

区分	事業名	担当課	対象者（施設）	利用人数等	実施年度	事業の概要	評価・課題等
地域経済	3-1 【再掲】 市民応援はだのプレミアム商品券事業	産業振興課	市内在住者	—	R2年度	新型コロナウイルス感染症の影響により、需要が減少した市内消費の回復を図るため、秦野商工会議所を中心とした実行委員会が行う消費喚起事業に対し、補助した。	アンケートの結果、経済対策については概ね好評であったが、応募者約43,000人に対して当選者が約1,050人であったことから、抽選から漏れた方が多いことについての意見や、紙商品券の使用に伴う事業者の集計作業及び換金作業の負担などの改善を求める意見があった。
地域経済	3-2 【再掲】 地元お食事・お買い物応援事業	産業振興課	市内在住、在勤、在学の方	—	R3年度	新型コロナウイルス感染症の影響により、需要が減少した市内消費の回復を図るため、秦野商工会議所を中心とした実行委員会が行う消費喚起事業（はだの元気プロジェクト！地元応援お食事・お買物クーポン券事業）に対し、補助した。	アンケートの結果、経済対策については概ね好評であったが、領収書への加盟店スタンプの押印やレシート分割希望の対応など、事業者に新たな作業負担が発生したこと、また、紙クーポンの使用に伴う事業者の集計作業や換金作業などの負担改善を求める意見があった。
地域経済	3-3 【再掲】 プレミアム電子商品券事業	産業振興課	市内在住、在勤、在学の方	—	R4年度	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた市民生活や低迷した地域経済の下支え及び活力を取り戻すため、秦野商工会議所を中心とした実行委員会が行う消費喚起事業に対し、補助した。	アンケートの結果、経済対策については概ね好評であった、また、電子化により店舗の集計作業などが自動化されたことについて、事業者から好評を得たが、購入場所に制限があったこと、加盟店舗が以前に比べて少なかったこと、スマートフォンを持っていない方が使えないことについて、改善を求める意見があった。
地域経済	3-4 商業活性化事業費（販売促進補助）	産業振興課	商店会団体等	R2:11団体37事業 R3:12団体40事業	R2年度・3年度	新型コロナウイルス感染症の拡大により、低迷した地域消費と商店街の活性化を図るため、商店街団体等が販売促進のために実施するイベント事業費に対する、支援を拡充した。 R2:補助金額 6,368,000円 R3:補助金額 6,180,000円	新型コロナウイルス感染症に対応するため、申請条件を緩和し、商店街の状況に柔軟に対応した。
地域経済	3-5 中小企業新製品・新技術開発奨励補助金	産業振興課	中小企業者	9件	R2年度・3年度	新型コロナウイルス感染症が拡大する中、受注機会の促進につなげるため、「新しい生活様式」に対応した製品や技術の開発等、新たな事業に挑戦する中小企業者への支援を拡充し、補助した。 ・補助実績R2: 5,016,800円（7件） " R3: 383,300円（2件）	新型コロナウイルス感染症対策につながる製品が開発されており、支援の効果はあった。対策の進展や感染症の影響の落ち着いたに伴い、感染症対策としての技術開発や製品開発が減少した。
地域経済	3-6 新型コロナウイルス感染症拡大防止補助金	産業振興課	中小企業者及び個人事業主	444件	R2年度	新型コロナウイルス感染症対策のため、県の緊急事態措置により、4月24日から5月6日までの期間に休業等の要請に協力した対象施設のうち、事業所を賃借している中小企業者及び個人事業主に対し、経済的負担の軽減を図るため、協力金を交付した。 ・補助実績 44,400,000円	感染症対策への協力に起因する中小企業者等の損失補填となり、経済的負担の軽減として有効であった。交付事務の負担が大きく、通常業務への影響が大きかった。
地域経済	3-7 宅配テイクアウトサービス支援事業	産業振興課	テイクアウト・宅配サービスに取り組む事業者	88件	R2年度	新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな需要への対応による売り上げ確保に向けて、テイクアウト・宅配サービスに取り組む事業者のため、秦野商工会議所が行う支援事業に対し、補助した。 補助額:11,860,000円	新型コロナウイルス感染症に対応するため、商工会議所と連携して事業者を支援した。

区分	事業名	担当課	対象者（施設）	利用人数等	実施年度	事業の概要	評価・課題等
地域経済	3-8 雇用調整助成金活用支援補助金	産業振興課	社会保険労務士を活用して雇用調整助成金を申請し、従業員の雇用維持に努める事業者	110件	R2年度	社会保険労務士を活用して雇用調整助成金を申請し、従業員の雇用維持に努める事業者を支援するため、秦野商工会議所が行う支援事業に対し、補助した。 補助額：9,661,000円	雇用維持にかかる支援として有効であった。間接支援の利点を活かしつつ適切な支援が迅速に行えるよう、適時調整が必要である。
地域経済	3-9 学校給食停止に伴う物資納入事業者への損失補填	学校教育課	学校給食用食材納入事業者	18事業者	R元年度～	休校期間中の学校給食食材のうち、発注済み又は納品済みの食材について、納入事業者に対して公費により損失を補填した。	保存がきく食材については学校再開後のメニューを工夫することにより消費したが、肉や魚など長期保存できない食材について補填した。給食運営を支える中小の納入事業者の実損害を補填したことで、コロナ禍で中小企業の経営を継続するための一助となった。
地域経済	3-10 学校給食調理委託事業者への委託料の支出	学校教育課	給食調理委託事業者	5事業者	R元年度～	休校期間中の学校給食調理委託業務について、調理員の人員確保に要する人件費を補償するため、休校期間中における減額の変更契約を行わず、委託料を支払った。	委託会社の従業員の多くが市民であったため、委託料減額の変更契約を行わないことで委託会社の人員削減を防ぎ、賃金を保証した。また、人員を確保し続け、従業員に調理室内の衛生点検や衛生管理についての研鑽を積んでもらったことで、臨時休業明けの学校給食の再開をスムーズに行うことができた。
地域経済	3-11 フードロス対策	学校教育課	—	—	R元年度～	損失補填を行った発注済み又は納品済みの学校給食食材について、庁内職員への販売や、保育施設等への配布などにより、フードロス対策を行った。	フードロス対策に取り組むことで意識の啓発が図られた。しかし、同様の事態に備え、学校給食センターの利用等による衛生的な食品の保管について、検討が必要である。
地域経済	3-12 観光施設支援金	観光振興課	山小屋組合及び鶴巻温泉組合の組合員等	23事業者	R2年度	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業の縮小や中断、収入の減少を受けている、市内山小屋組合等の観光施設の運営者等が、当面の事業継続や感染症収束後の本格営業に移行できるよう支援金を交付した。 ・23件：1,800,000円	支援金を交付することで、収入が減少している観光施設の運営者等の事業継続を支援することができた。
地域経済	3-13 公共交通推進事業費（地域公共交通運行継続等支援金）	交通住宅課	交通事業者	—	R2年度～	新型コロナウイルス感染症の拡大により、乗客が大幅に減少し、収益確保が困難な状況にある地域公共交通事業者に対し、市民の生活の足を守るため、支援した。 R2：23,879千円 R3：6,595千円 R4：12,372千円	交通事業者は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に要する経費や、新しい生活様式での利用者減による収益回復が滞っていることにより、以前として厳しい状況が続いている。さらに、国際情勢の不安定化により、原油価格が高騰し費用負担が増加していることから、継続した運行が実施できるよう、運行継続等支援金を交付したことで、各事業者の事業継続を支援することができた。

緊急事態宣言時等における秦野市の対応一覧

措置の名称等		措置期間	飲食店等への措置	秦野市の対応	
				公共施設	イベント
感染者が初めて確認されて以降の対応 (1回目の緊急事態宣言まで)		*****	*****	○3/2～(5/31まで) 公立小中学校・幼稚園の休校 ○3/10～(5/31まで) クアーズテック秦野カルチャーホール(文化会館) 公民館、メタックス体育館はだの(総合体育館) 等の公共施設の休館又は利用制限	原則中止又は延期
緊急事態宣言 (神奈川県全域対象)	1回目	令和2年4月7日 ～5月25日	【休業要請】 遊興施設、遊戯施設、商業施設(生活費需品店舗を除く) 面積1,000㎡超えの施設 【法によらない働きかけ】 上記以外の施設	○5/31まで 公立小中学校・幼稚園の休校 ○5/31まで クアーズテック秦野カルチャーホール(文化会館) 公民館、メタックス体育館はだの(総合体育館) 等の公共施設の休館又は利用制限 ○4/29～5/31 ※の施設は5/27まで 公共施設の駐車場(表丹沢野外活動センター、 くずはの広場駐車場等)の閉鎖 ※弘法山公園駐車場、震生湖駐車場等 ○その他、次の市道等を通行止め ・市道52号線(滝沢園～戸沢出合) ・菩提林道(県道70号～菩提峠)	原則中止又は延期
1回目の緊急事態宣言解除後		*****	*****	○6/1以降、施設の状態に応じて順次開館 ・ステップ1(6/1～) 公民館、図書館、弘法の里湯、名水はだの富士見 の湯及び屋外施設の再開等 ・ステップ2(6/19～) メタックス体育館はだの(総合体育館) (トレーニングルーム除く)、NITTANパークおおね (おおね公園温水プール)の再開等 ・ステップ3(7/10～) メタックス体育館はだの(総合体育館)等のトレーニング ルーム、クアーズテック秦野カルチャーホール(小ホール) の再開等 ※一部施設は利用制限を継続	○6/19～ 屋内：定員の50%の範囲内で1,000人まで 屋外：十分な間隔をあげ5,000人まで ○9月以降 屋内：定員の50%の範囲内で5,000人まで 屋外：十分な間隔をあげ5,000人まで
緊急事態宣言 (神奈川県全域対象)	2回目	令和3年1月8日 ～3月21日	【営業時間の短縮要請】 ・飲食店、遊興施設(飲食を行う店舗) 営業時間20時まで、酒類の提供は19時まで ・遊興施設(飲食を伴わない店舗)、運動施設、劇場、 商業施設は法によらない働きかけ	○1/9～ ・20時以降開館している公共施設の開館時間を20時までとする。 ・学校開放施設、施設内のトレーニングルーム、 表丹沢野外活動センターの宿泊及びバーベキュー 場は休止 ・原則、公共施設内での飲食禁止 ※公共施設内の飲食店は除く	○1/9～ 不用不急、感染リスクの高い イベントは延期や中止 時間は20時まで、飲食不可 ○収容定員50%(屋内) 5,000人を上限 ※令和2年6月から令和3年11月まで継続
2回目の緊急事態宣言解除後		*****	*****	○3/22～ ・20時以降開館している公共施設の開館時間を20時までとする。 ・弘法の里湯、名水はだの富士見の湯は21時まで ・公共施設内の飲食店を除き、原則飲食不可 ・施設内のトレーニングルーム、表丹沢野外活動 センターの宿泊は再開(一部利用制限あり) ○3/27～ ・学校開放施設は再開(一部利用制限あり) ○ゴールデンウィークの対応 ・公共施設の駐車場：開放(啓発看板設置、巡回) ・市道の通行止め：実施しない	○3/22～ 不用不急、感染リスクの高い イベントは延期や中止 時間は20時まで、飲食不可 ○収容定員50%(屋内) 5,000人を上限 ※令和2年6月から令和3年11月まで継続

措置の名称等		措置期間	県内の飲食店等への措置	秦野市の対応	
				公共施設	イベント
まん延防止等重点措置 (秦野市対象)	1回目	令和3年6月1日 ～6月20日	【営業時間の短縮要請】 ・飲食店等 20時まで(酒類の提供禁止) ・大型商業施設等 20時まで 1,000㎡以下の施設は法によらない働きかけ	○6/1～ ・20時以降開館している公共施設の開館時間を20時までとする。 ・弘法の里湯、名水はだの富士見の湯等の飲食店は酒類の提供禁止 ・表丹沢野外活動センターのバーベキュー場は休止	○6/1～ 不用不急、感染リスクの高いイベントは延期や中止 時間は20時まで、飲食不可 ○収容定員50% (屋内) 5,000人を上限 ※令和2年6月から令和3年11月まで継続
まん延防止等重点措置 (秦野市措置対象外)		令和3年6月21日 ～7月21日	※措置対象外区域の要請事項 【営業時間の短縮要請】 ・飲食店等 21時まで(酒類の提供は20時まで) ・酒類の提供の条件は「90分」、「1グループ4人まで」 ・大型商業施設等 21時まで 1,000㎡以下の施設は法によらない働きかけ	○6/21～ ・20時以降開館している公共施設の開館時間を20時までとする。 ・弘法の里湯、名水はだの富士見の湯等の飲食店は21時まで(酒類の提供は20時まで) ・酒類の提供の条件は「90分」「1グループ4人まで」 ・表丹沢野外活動センターのバーベキュー場は休止	○6/21～ 不用不急、感染リスクの高いイベントは延期や中止 時間は20時まで、飲食不可 ○収容定員50% (屋内) 5,000人を上限 ※令和2年6月から令和3年11月まで継続
まん延防止等重点措置 (秦野市対象)	2回目	令和3年7月22日 ～8月1日 (神奈川県緊急事態宣言)	【営業時間の短縮要請】 ・飲食店等 20時まで(酒類の提供禁止) ・大型商業施設等 20時まで 1,000㎡以下の施設は法によらない働きかけ	○7/22～ ・20時以降開館している公共施設の開館時間を20時までとする。 ・弘法の里湯、名水はだの富士見の湯等の飲食店は酒類の提供禁止 ・表丹沢野外活動センターのバーベキュー場は休止 ※上記内容に8/2から緊急事態宣言に移行するため、次の事項を追加 ・公共施設のカラオケ設備の使用禁止 ・公共施設の新規予約の受付停止 ※ただし、事前予約を必要としないトレーニングルーム等の使用は可	○7/22～ 不用不急、感染リスクの高いイベントは延期や中止 時間は20時まで、飲食不可 ○収容定員50% (屋内) 5,000人を上限 ※令和2年6月から令和3年11月まで継続
緊急事態宣言 (神奈川県全域対象)	3回目	令和3年8月2日 ～9月30日	【休業要請】 ・酒類を提供する飲食店やカラオケ設備のある店舗 【営業時間の短縮要請】 ・酒類を提供しない飲食店等 20時まで(酒類の提供禁止) ・大型商業施設等 20時まで 1,000㎡以下の施設は法によらない働きかけ		

措置の名称等		措置期間	県内の飲食店等への措置	秦野市の対応	
				公共施設	イベント
緊急事態宣言後の取扱	リバウンド防止期間	令和3年10月1日～24日	○飲食店の営業時間 認証あり：21時まで（酒類の提供20時まで） 認証申請中：20時まで（酒類の提供19時30分まで） 認証なし：20時まで（酒類の提供禁止） ※時間制限：2時間まで、人数制限：4人又は同居家族	○10/1～ ・20時以降開館している公共施設の開館時間を20時までとする。 ・弘法の里湯、名水はだの富士見の湯等の飲食店は酒類の提供は21時まで可能 ・酒類提供の条件は1組4人又は同居家族 ・表丹沢野外活動センターのバーベキュー場は休止 ・公共施設のカラオケ設備の使用禁止	○10/1～ 不用不急、感染リスクの高いイベントは延期や中止 時間は20時まで、飲食不可 ○収容定員50%（屋内） 5,000人を上限 ※令和2年6月から令和3年11月まで継続
	基本的対策徹底期間	令和3年10月25日～11月21日	○飲食店営業時間の制限の撤回 時間制限及び人数制限は法によらない働きかけ ※協力金の支給なし	○10/25～ ・開館時間の制限を解除 ・公共施設における飲食は、マスク飲食、黙食を条件に可 ・弘法の里湯、名水はだの富士見の湯の飲食店には1組4人以内又は同居家族、2時間を目安	○10/25～ ・開催時間の制限を解除 ・公共施設における飲食は、マスク飲食、黙食を条件に可 ・収容定員50%（11/30まで）
		令和3年11月22日以降	○時間制限及び人数制限の撤廃	○11/22～ ・利用制限等の条件を解除 ・感染症対策を徹底	○12/1～ 大声あり：収容定員50%（要チェックリスト等） 大声なし：収容定員100%（ " " ）
まん延防止等重点措置（神奈川県全域対象）	3回目	令和4年1月21日～3月21日	○飲食店の営業時間 認証店：21時まで（酒類の提供：20時まで）① 又は 20時まで（酒類の提供禁止）② ※①の場合：協力金：2.5万円～7.5万円 ②の場合：協力金：3万円～10万円 非認証店：20時まで（酒類の提供禁止） ※協力金上記②と同じ ※ともに1テーブル4人以内 ○入場整理等、感染症対策の徹底 ○大声あり：収容定員の50%（上限5千人） 大声なし：収容定員の100%（上限2万人）※安全計画提出した場合	○1/21～ ・夜間開館している公共施設の開館時間を21時までとする。 ・弘法の里湯、名水はだの富士見の湯の飲食店の利用は21時まで可能 1組4人以内又は同居家族、2時間を目安	
まん延防止等重点措置解除後		*****	*****	○3/22～ ・夜間開館している施設の利用時間をそれぞれの閉館時間までとする。 ・飲食については、「少人数」、「短時間」、「マスク飲食」などの感染対策を推奨	
かながわB.A. 5対策強化宣言		令和4年8月2日～9月30日	【県民】 ・基本的な感染症対策の徹底を呼びかけ（法によらない働きかけ） ・感染に備え、抗原検査キット等の備蓄のお願い 【飲食店、大規模集客施設】 ・業種別ガイドラインに基づいた、感染症対策の再徹底	【市民】 ・感染症対策の徹底の呼びかけ ・抗原検査キット、食料品等の備蓄のお願い	

コロナ禍における主なイベントの対応状況一覧

イベント名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	開催の有無	代替事業等	開催の有無	代替事業等	開催の有無	代替事業等
秦野たばこ祭	中止	・代替事業（メモリアル事業）として、「打上花火」、「イルミネーション」などを実施	中止	・代替事業（メモリアル事業）として、「打上花火」、「ミニらんたん展」、「イルミネーション」などを実施	開催	・感染症対策を講じ、一部行事等を制限した上で開催
秦野市市民の日	中止	・代替事業として、「市民の日第1回～第40回の画像の記録」を市ホームページに公開	中止	・代替事業として、市民の日の過去を振り返るパネルを秦野駅及び渋沢駅構内に展示 ・パフォーマンス出場者を対象とした市公式YouTubeでの動画配信	開催	・飲食と物販のエリアを分け、出店数を制限（130テント）し、開催
秦野丹沢まつり	開催 （規模縮小）	・登山安全祈願式、山開き宣言及び遭難者慰霊祭を関係者のみで実施	開催 （規模縮小）	・登山安全祈願式、山開き宣言及び遭難者慰霊祭を関係者のみで実施	開催 （規模縮小）	・登山安全祈願式、山開き宣言及び遭難者慰霊祭を関係者のみで実施
はだの桜まつり	開催 （規模縮小）	・カルチャーパーク前水無川河川敷のみ夜桜ライトアップなどを実施	開催 （規模縮小）	・カルチャーパーク前水無川河川敷及び弘法山公園で夜桜ライトアップ、お花見タクシーなどを実施	開催	・カルチャーパーク前水無川河川敷及び弘法山公園で夜桜ライトアップ、桜スポットにおける出店などを実施
里山まつり	中止	—	中止	—	雨天中止	雨天のため中止
総合防災訓練	開催 （規模縮小）	・自助訓練を実施	開催 （規模縮小）	・自助訓練を実施 ・共助訓練は各自治会選択で実施	開催 （規模縮小）	・自助訓練を実施 ・共助訓練は各自治会選択で実施
はだの丹沢水無川マラソン	中止	—	中止	・代替事業として、みなせランニングレッスンを開催（カルチャーパーク陸上競技場）参加者：160名	開催 （規模縮小）	・規模を縮小して実施（ハーフマラソンの部のみ） ・参加者：930名
秦野市商工まつり （主催：秦野商工会議所）	中止	—	中止	—	中止	—
市民体育祭 （主催：各地区体育協会）	中止	—	中止	—	中止	—
農業まつり （主催：JAはだの）	中止	—	中止	—	開催 （規模縮小）	・書道・図画・作文コンクールを開催 ・女性部バザーを開催

令和6年2月発行

新型コロナウイルス感染症への対応の記録

編集・発行 秦野市くらし安心部地域安全課